

婦人関係資料
調査資料NO. 31

協議離婚の実態

調査結果報告書

昭和57年7月調査

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、これまで種々の調査を行なつて、婦人の生活や意識の実態を把握することに努めてきましたが、今回は協議離婚の問題をとりあげて調査を実施しました。ここに、その結果報告を刊行しますが、婦人問題に関心をもたれる方々に多少でもお役に立てば幸に存じます。なおこの調査結果は、すでに今年4月「離婚に関する意識調査結果概要」として一部を発表しましたが、この報告書ではさらに詳細な結果をとりまとめました。

この調査の実施にあつては、対象者の抽出並びに住所確認について法務省民事局、地方法務局、市区町村役場の方々のお世話になり、又、企画について法律家の諸先生から御教示を頂きました。これらの方々及びご協力くださった調査対象者の方々に厚く御礼申し上げます。

昭和36年9月

労働省婦人少年局

協議離婚の実態

調査結果報告書

目 次

は し が き

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	5
III. 調査結果各論	16
1. 離婚前の当事者の状況	16
(1) 地域別分布状況	16
(2) 本人の年齢	16
(3) 本人の学歴	18
(4) 離婚前の本人の就業状況	19
(5) 夫の職業	21
(6) 結婚の仕方	22
(7) 婚姻継続期間	22
(8) 同居をやめてから離婚届提出までの期間	23
2. 離婚前の家族の状況	24
(1) 離婚前の家族型態	24
(2) 家族人員	24
(3) 子 ども	25
3. 離婚における本人の意志	26
(1) 離婚理由	26
(2) 届を出した時を知っているか	28
(3) 離婚の話をはじめにいい出した人	30
(4) 離婚について相談した人	31
(5) 誰と誰の話し合いで離婚がきまつたか	31
(6) 万事とりしきつてくれた人	32
(7) 離婚をはつきり承諾していたか	32
(8) 離婚届の記名、捺印	34
4. 離婚の条件（財産分け、慰養料、子の措置等）について	35
(1) 離婚条件のとりきめの有無と内容	35

(2) とりきめの方法	37
(3) とりきめに対する当事者の態度	37
(4) 分与を受けたものの種類とちわけ	38
(5) 子の措置	39
5. 離婚後の生活	41
(1) 同居家族	41
(2) 離婚後の苗字	42
(3) 離婚後の就業状況	43
(4) 生活費	45
(5) もとの夫からの補助	46
(6) 日々の暮らしに困るか	48
(7) 今一番困っていること、心配なこと	49
6. 協議離婚手続に対する意見	50
7. 家庭裁判所についての知識の有無	54
IV. 離婚に関する意識調査調査票	

統計表目次

別表 1	年次別・種類別全国離婚件数と割合	2
別表 2	調査不能票うちわけ	2
別表 3	地域及び妻の年齢別方便離婚件数	4
別表 4	妻の職業別方便離婚件数	4
別表 5	夫の職業別方便離婚件数	4
第 1 表	調査対象者の地域別分布	16
第 2 表	全国離婚件数及び女子人口の地域別分布	16
第 3 表	本人の年齢（調査時）	17
第 4 表	本人の年齢（離婚届提出時）	18
第 5 表	年齢階級別分布状況	18
第 6 表	本人の学歴	18
第 7 表	主婦の学歴	19
第 8 表	離婚前の就業状況	20
第 9 表	職種別雇用者数	20
第 10 表	仕事の種類別内職者数	20
第 11 表	有配偶女子人口の就業、不就業別人口の割合	21
第 12 表	夫の職業	21

第 13 表	有配偶男子の就業、不就業別人口の割合	21
第 14 表	結婚の仕方	22
第 15 表	婚姻継続期間	22
第 16 表	婚姻継続期間別離婚数（全国）	22
第 17 表	調停離婚の婚姻継続年数別割合	23
第 18 表	同居をやめてから届出までの期間	23
第 19 表	同居をやめてから届出までの期間別離婚数（全国）	23
第 20 表	離婚前の家族形態	24
第 21 表	世帯形態別世帯構造（全国）	24
第 22 表	離婚前の家族の人数	25
第 23 表	離婚当時の子どもの数	25
第 24 表	離婚当時の子どもの年齢別子ども数	25
第 25 表	離婚理由（地域別）	26
第 26 表	家庭裁判所への申立原因別離婚申立件数	27
第 27 表	離婚理由（婚姻継続期間及び年齢階級別）	27
第 28 表	離婚理由（家族形態別）	28
第 29 表	離婚理由（結婚の仕方別）	29
第 30 表	離婚届を出した時を知っているか（地域別）	29
第 31 表	離婚の話をはじめにいい出した人（地域別）	30
第 32 表	調停離婚の申立人	30
第 33 表	離婚をはじめにいい出した人（離婚理由別）	31
第 34 表	離婚について相談したか否か（地域別）	31
第 35 表	誰と誰の話し合いで離婚がきまつたか（地域別）	31
第 36 表	万事とりしきつてくれた人の有無（地域及び結婚の仕方別）	32
第 37 表	万事とりしきつてくれた人に対してどう思つたか（地域別）	32
第 38 表	離婚をはつきり承諾していたか否か（地域別）	33
第 39 表	（離婚を本人以外がいい出したものについて）	33
第 40 表	離婚をはつきり承諾していたか否か（離婚の話をいい出した人別）	33
第 41 表	離婚をはつきり承諾していたか否か（離婚理由別）	34
第 42 表	離婚届に自分で記名、捺印したか（地域別）	34
第 43 表	離婚届に自分で記名、捺印したか（離婚に対する承諾の仕方別）	35
第 44 表	離婚条件のとりきめの有無と内容（地域別）	35
第 45 表	離婚条件のとりきめの有無と内容（婚姻継続期間別）	36
第 46 表	離婚条件のとりきめの有無と内容（子どもの数別）	36

第 47 表	離婚条件のとりきめの有無と内容（万事とりしきつてくれた人の有無別）	36
第 48 表	とりきめを誓きものにしたか否か（地域別）	37
第 49 表	とりきめに証人を立てたか（地域別）	37
第 50 表	とりきめは守られたか（地域別）	37
第 51 表	とりきめは守られたか（とりきめの内容別）	38
第 52 表	とりきめに満足したか否か（地域別）	38
第 53 表	財産分与の有無と内容（地域別）	39
第 54 表	財産分与の有無と慰養料の金額（地域別）	39
第 55 表	調停による財産分与、慰養料決定額	39
第 56 表	未成年の子どもの年令別子ども数	40
第 57 表	未成年の子の有無と子の親権者（地域別）	40
第 58 表	未成年の子どもが誰といつしよにくらしているか（地域別）	40
第 59 表	未成年の子どもが誰といつしよにくらしているか（子どもの年令別）	41
第 60 表	他へ預けてある子どもの養育費負担者（地域別）	41
第 61 表	同居家族	41
第 62 表	離婚後の家族型態	41
第 63 表	苗字変更の有無	42
第 64 表	知りあい手紙を出すときに使っている苗字（地域別）	42
第 65 表	つとめ先でよばれている苗字（地域別）	42
第 66 表	苗字が変つて困つたか（地域別）	43
第 67 表	現在の就業状況（地域別）	43
第 68 表	職種別雇用者数	44
第 69 表	仕事の種類別内職者数	44
第 70 表	離婚前の仕事の種類別現在の仕事の種類	44
第 71 表	生活費の入手源（地域別）	45
第 72 表	生活費の入手源（現在の仕事の有無別）	46
第 73 表	自己の勤労収入の金額（月額）	46
第 74 表	もとの夫から補助をうけているか（地域別）	46
第 75 表	もとの夫から補助をうけているか（養育している子どもの人数別）	47
第 76 表	もとの夫からうけている補助の月額（補助の種類別）	47
第 77 表	もとの夫からうけている補助の期限（補助の種類別）	47
第 78 表	日々の暮らしに困るか（地域別）	48
第 79 表	日々の暮らしに困るか（現在の仕事の有無別）	48
第 80 表	日々の暮らしに困るか（生活費の入手源別）	49

第 81 表	日々の暮らしに困るか（いつしよにくらしている子どもの人数別）	49
第 82 表	今一番困っていること、心配なこと（地域別）	50
第 83 表	今一番困っていること、心配なこと（調査時の年令別）	50
第 84 表	困ることの種類（現在の仕事の有無別）	50
第 85 表	協議離婚手続についての意見（地域別）	51
第 86 表	協議離婚手続についての意見（調査時の年令別）	51
第 87 表	協議離婚手続についての意見（学歴別）	52
第 88 表	協議離婚手続についての意見（離婚の話をいい出した人別）	52
第 89 表	協議離婚手続についての意見（離婚に対する承諾の仕方別）	53
第 90 表	家庭裁判所について知っているか（地域別）	54
第 91 表	家庭裁判所について知っているか（調査時の年令別）	54
第 92 表	家庭裁判所について知っているか（学歴別）	55

離婚に関する意識調査

I 調査の概要

1. 調査の目的

我国における離婚の大部分を占める協議離婚について、その実態をみるとともに、離婚後の婦人の生活が如何に行なわれているかを調査して、婦人の地位向上をすすめる上の参考資料とする。

我国の離婚は法的には大部分が協議離婚として行なわれており、裁判離婚は総数の一割に達していない（別表1）。いりまでもなく協議離婚は当事者双方からの届出のみによつて離婚が成立し、離婚の過程に公的機関の介入が全く行なわれない制度であるが、このような自由な離婚制度は外国には例をみないものといわれている。

そもそこの制度は夫婦が対等の立場で離婚協議を行なうことを前提としたものであるが、現実には妻に対する追出し離婚や強制離婚に利用されるおそれがあり、その実例もみられるところから、かねて識者の間にこの制度の可否が問われ、法制審議会においても民法改正の問題点の一つとして検討が加えられている。

このような動きに対して、婦人少年局では婦人の地位向上の見地からその推移を注目する一方、さしあなつて協議離婚についての実態把握が緊要との考えから、今回この問題をとりあげ、全国的に調査を行なつたものである。

なお、協議離婚の手續としては、夫婦が協議の上、所定の離婚届用紙に記入し捺印して市町村役場に提出することとなつている。

民法第769条 「夫婦は、その協議で、離婚することができる。」

戸籍法第76条 「離婚をしようとするものは、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。」

1. 親権者と定められる当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名
2. その他命令で定める事項

戸籍法施行規則第57条

「戸籍法第76条第2号の事項は、左に掲げるものとする。」

1. 協議上の離婚である旨
2. 当事者が日本の国籍を有しない時は、その旨
3. 当事者の職業
4. 結婚式をあげた時は、その年月日
5. 同居をやめた年月日
6. 当事者の父母の氏名及び当事者が養子である時は、養親の氏名。」

2. 調査の時期

昭和35年7月

別表 1

年次別、種別別離婚件数と割合

		昭和 33 年	32 年	31 年	30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	25 年
実 数	総数	74,004	71,651	72,040	75,267	76,759	75,255	79,021	82,331	83,689
	協議	67,781	65,995	66,607	69,839	71,544	70,477	74,139	77,679	79,965
	調停	5,614	5,040	4,863	4,833	4,615	4,253	4,260	4,001	3,276
	審判	36	34	23	27	33	26	28	24	26
%	協議	91.6	92.1	92.5	92.8	93.2	93.7	93.8	94.3	95.6
	調停	7.6	7.0	6.8	6.4	6.0	5.7	5.4	4.9	3.9
	審判	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	判決	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.5

厚生省「昭和33年人口動態統計」

3. 調査方法

面接法

4. 調査対象

昭和33年6月から12月の間に全国で協議離婚を行なった婦人の中から抽出した1,940名について調査を行なったが、その結果908名の調査不能が出たので、これを除いた1,032名について集計した。調査は対象者が離婚届を提出した時から約2年間の期間をおいて行なったものである。

なお、調査対象者の抽出方法は次のとおりである。

昭和33年6月1日から同年12月末日までの間に全国で協議離婚の届出をした婦人のうちから2,800名（この時期に離婚した婦人の約7%に当たる）を任意抽出し、更に抽出されたサンプル全部について、市町村役場や現住所確認のための照会を行なった。その結果、再婚あるいは行方不明などの理由で860名が除かれ調査対象者は1,940名となった。しかし、実際に調査に当たると、更に同様の理由で調査不能のものが908名あり、面接調査を完了したのは1,032名となった。現住所確認を行なったものの53%である。

6. 集計より除いた調査対象者について

前述の調査不能となった908票は集計から除いたが、これらの不能票の中に現在の協議離婚の二、三の問題点や離婚後の婦人の生活の一端を示すものが見られるので、ここで簡単にふれることにする。

(1) 不能票のわけ

別表 2

調査不能票のわけ

	計	行 方 不 明	再 婚	復 縁	県 外 転 出	方 便 離 婚	長 期 不 在	調 停 及 び 裁 判	調 査 拒 否	遠 隔 地	死 亡・ 病 気 等
実数	908	318	251	84	77	44	31	29	26	21	27
%	100	35	28	9	9	5	3	3	3	2	3

先ず、調査不能票のわけを見ると、別表2のとおり、「行方不明」が最も多く、不能票中の53%を出めている。これは、いずれも住民登録では居住として登録されているにもかかわらず、当該住所に居住せず、かつ転出先もわからないものである。市町村役場や民生委員に問合せてもわからず、親許をたずねても音信不通のものが多く、離婚後の婦人の生活の暗い一面がうかがえる。

次いで多いのが「再婚」（内縁関係は除く）で28%を占めている。なお住所確認の際に判明した再婚者も含めて、再婚者の率を見ると、最初に抽出した2,800名の中14%にあたる390名が再婚しており、離婚届提出時から約2年後の調査時まで、かなりの婦人が再婚していることがわかる。

次に「復縁」（もとの夫と再婚したもの。内縁関係も含む）について見ると、その率は9%である。調査員面接記録によれば、再婚した婦人の生活は明るく幸福に見えられたのに反し、「復縁」では「子どもが可哀想で戻った」場合や、生活のためにやむなく復縁したケースが多く、また他の女性のもとに走って離婚した夫が、その女性と不仲となつて戻つて同居している例や、夫が一方的に離婚届を出したのに対し、

妻が家裁に調停申立を行ない、その結果相当額の慰謝料が決定するや否や夫から呼び戻され、不本意ながら同居しているという例もあつた。しかし、一方には夫が酒乱のため離婚したが、離婚によつて夫が自分の非を認め、復縁して幸福に生活している例もある。以上のような「復縁」した人々の中で、復縁しているものは少ない。

次に「県外転出」が9%、約1割ある。住所確認の段階で県外に転出していることがわかつたものは転出先の県で調査を行なったが、面接に行つた際に県外に転出していたものは調査を実施しなかつた。

又、戸籍上の離婚を生活のための方便として行ない、事實は同居しているというケースが、不能票の約5%あつた。

その他「長期不在」「調停離婚」「調査拒否」「遠隔地」などがあり、又「その他」は死亡病気等で、病気では精神病が多かつた。

(2) 「方便離婚」について

前述のとおり、離婚の事実がなく、生活上の方便として、戸籍上のみ擬制的に離婚しているものが不能票の約6%（44件）あつたが、その例を二、三あげると次のとおりである。

- 失業対策の日雇の登録には生計の主たる担当者の資格が優先するため、戸籍上のみ離婚して夫婦共に日雇として働いている。
- 夫が結核で入院したが、妻が健在の場合、医療費を一部負担しなければならないので、形式上離婚した。
- 父親の定年退職に際し、同一戸籍内の親族はその会社に優先的に就職出来ることになっているが、息子が中学在学中のため、結婚した娘が形式上離婚して復籍し、その会社に任職して弟の卒業までつなぐこととした。
- 夫が、養子であることを嫌い、結婚前の姓にもどるために離婚届を出し、その後直ちに結婚届を出して妻が夫方に入籍した。
- 一人娘に実家の姓を名のらせるため、妻の親の要求で形式上離婚し、内縁関係のまま同居している。

f) 会社をやめるに際し、戸籍上のみの擬装結婚をした婦人が、その後別人と結婚するため戸籍上離婚した。

以上のような方便離婚44件を地域別（本人が結婚生活を営んでいた最後の住所に従って、区、市、郡部別に地域別を分類した。（Ⅲ、1、(1)地域別分布の項参照））を見ると、別表3のとおり区部3、市部31、郡部10となつている。妻の年齢別に見ると、20才台と30才台のものが多く、両者で過半数を占め、又妻の職業別では別表4のとおり無職のものが大部分を占めている。夫の職業は別表5のとおり雇用者が多く、そのうち日雇が8件ある。

別表3 地域及び妻の年齢別方便離婚件数

地域別	総数	20才未満	20才台	30才台	40才台	50才台	60才以上
総数	44件	—	19	12	4	6	3
区部	3	—	1	2	—	—	—
市部	31	—	14	6	4	6	1
郡部	10	—	4	4	—	—	—

別表4 妻の職業別方便離婚件数

総数	職業なし	職業あり										
		計	自営業			家族従業者		雇用者				
			計	サービス業	商工業	計	農業	計	電話交換手	事務員	公務員	保健婦 日雇
44件	36	8	2	1	1	1	1	5	1	1	1	1

別表5 夫の職業別方便離婚件数

総数	自営業					家族従業者		雇用者											無職
	計	農林漁業	商工業	サービス業	その他	計	農林漁業	計	公務員	公社職員	会社員	工員	教員	医師	運転手	とび職	日雇	建築設計士	
44件	9	3	4	1	1	2	2	28	2	2	5	5	2	1	1	1	8	1	5

I 調査結果の概要

1 離婚前の当事者の状況

調査対象者の離婚時の年齢は20才台が最も多く43%、次が30才台38%で、20才台、30才台で全体の約80%を占めている。

総数	20才未満	20才台	30才台	40才台	50才台	60才台	不明
% 100	1	43	38	11	6	1	0

学歴は高小卒と旧高女卒が多く、両者で半分を占めている。

総数	学歴なし	小学	高小	新制中	旧高女	新制高	旧制高専短	新制大	旧制大	その他
% 100	2	18	26	13	25	9	4	0	—	3

離婚前に仕事をもっていたものは61%、仕事をもっていなかったものは39%である。仕事をもっていたもののうち、最も多いのは雇用者の23%、次が家族従業者17%、自営業者11%、内職者10%である。

総数	仕事をもっていた					仕事をもっていなかった
	計	自営	家族従業	雇用	内職	
% 100	61	11	17	23	10	39

雇用者を職種別にみると、事務的職業従事者とサービス業従事者が多く、製造修理従事者がこれに次ぐ。

総数	専門的、技術的、管理的職業従事者	事務的職業従事者	販売従事者	製造修理従事者	サービス業従事者	日雇	不明
% 100	12	27	2	24	27	6	2

夫の職業は、有職者85%、無職者12%である。有職者のうち雇用者は55%、自営業者27%、家族従業者3%である。雇用者では専門的技術的管理的職業従事者と製造修理従事者がそれぞれ16%で多く、事務的職業従事者が14%でこれに次いでいる。自営業者では農林漁業が11%、商工業が10%である。家族従業者では殆んどが農林漁業に従事している。

総 数	有 職 の 計	自 営					雇 用					家族従業員			無 職	不 明		
		自 営 の 計	農 林 漁 業	商 工 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	雇 用 の 計	専門的技術的管 理的職業従事者	事務的職業従事者	販売従事者	製造修理従事者	サ ー ビ ス 従 事 者	そ の 他	家族従業の計			農 林 漁 業	非 農 林 漁 業
% 100	85	27	11	10	2	4	55	16	14	3	16	1	4	3	3	0	12	3

(4) 離婚について相談した人

離婚について誰かと相談したかどうかについては、「相談した」と答えたものが総数の73%を占め、残る27%が「誰にも相談しなかった」と答えている。相談した相手としては、本人の親類が大部分を占め、その外、仲人、夫の親類、友人、知人等と相談している。

総数 %	相談した							相談しなかった
	計	本人の親類	夫の親類	友人	知人	仲人	その他	
100	73	62	4	2	2	8	5	27

(注) 相談した人の内訳が重複しているので各欄の合計は「計」を上回る。

(5) 誰と誰の話し合いで離婚がきまつたか

「主に誰と誰の話し合いで離婚がきまりましたか」の問に対して、「本人と夫」が過半数の58%を占めているが、当事者の親同志の話し合いできまつたものや、夫の一方的処置による場合も見受けられる。

総数 %	本人と夫	本人の親と夫の親	本人の親と夫の親	仲人	本人と夫の親	本人と夫の兄弟	夫の一方的	その他
100	58	14	11	5	2	1	2	23

(注) 「話し合いをした人」の内訳が重複しているものがあるので各欄の合計は100%を上回る。

(6) 万事とりしきつてくれた人

「離婚の話をまとめて、万事とりしきつて、ことをはこんでくれた人がありましたか」の問に対して、「あつた」と答えたものが過半数の61%を占め、「なかつた」ものが39%となっている。「万事とりしきつてくれた人」の内訳を見ると、本人の親類が最も多く、その外仲人、夫の親類、友人、知人等となっている。

総数 %	あつた							なかつた
	計	本人の親類	夫の親類	友人	知人	仲人	その他	
100	61	36	7	3	2	16	6	39

(注) 「万事とりしきつてくれた人」の内訳が重複しているので各欄の合計は「計」を上回る。

又、「万事とりしきつてくれた人に対してどう思いましたか」の問に対して68%は「ありがたいと思つた」と答えているが、「迷惑に思つた」と答えているものも8%ある。

総数 %	ありがたいと思つた	迷惑に思つた	その他	不明
100	68	8	18	6

(注) 総数は「万事とりしきつてくれた人があつた」ものの総数である。

(7) 離婚をはつきり承諾していたか。

離婚届が出された時、本人が離婚することをはつきり承諾していたかどうかについて、離婚の話をはじめに本人がよい出した場合を除き、その他の人についてみると、「はつきり承諾していた」と答えた

ものが、74%、「はつきりとは承諾していなかつた」と答えたものが10%、「全然承諾していなかつた」と答えたものが8%となっている。

離婚の話をはじめに よい出した人が「本人」 を除いたものの総数 %	はつきり承諾 していた	はつきりとは 承諾していな かつた	全然承諾し ていなかつた	その他	不明
100	74	10	8	6	2

(8) 離婚届の記名、捺印

「離婚届に自分で記名しましたか」の問に対して「した」と答えたものは62%、「しなかつた」と答えたものは38%となっている。捺印についても「記名」の場合とほぼ同じで、「自分でした」ものは66%、「自分でしなかつたもの」は34%である。

	計	自分でした	自分でしなかつた
記名	100%	62	38
捺印	100%	66	34

4. 離婚の条件(財産分け、慰養料、子の措置等)について

(1) 離婚条件のとりきめの有無と内容

「離婚に際し、財産分けや慰養料、子の措置等について夫側と何かとりきめをしましたか」の問に対して、「とりきめをしなかつた」と答えたものが過半数(59%)を占め、「とりきめをした」ものは41%となっている。とりきめの内容としては、「子の措置について」が最も多く、とりきめをしたものの過半数を占めている。この外「財産分けや慰養料について」「離婚後の生活費について」「離婚後の住居について」等のとりきめを行なっている。

総数 %	とりきめをした						とりきめをしなかつた
	計	財産分けや慰養料について	離婚後の生活費について	離婚後の住居について	子どもの措置について	その他	
100	41	15	5	4	25	4	59

(注) とりきめの内容が重複しているので各欄の合計は「計」を上回る。

(2) とりきめの方法

「とりきめをした」と答えたものに対して、「そのとりきめは契約書のような書きものにしましたか」と質問したのに対し、「書きものにした」と答えたものは僅か29%で、「書きものにしなかつた」ものの方が過半数(66%)を占めている。

とりきめをした人数 %	書きものにした	書きものにしなかつた	その他	不明
100	29	66	4	1

又、「そのとりきめには誰か証人をおたてになりましたか。」の問に対し、「証人をたてた」と答えた

ものは49%で、証人をたてなかつたもの(46%)よりやや多い。

とりきめをしたものの総数	証人を立てた	証人を立てなかつた	その他
% 100	49	46	5

(3) とりきめに対する当事者の態度

とりきめに対する当事者の態度として、そのとりきめは守られたか否かを質問したのに対し、「守られた」と答えたものは62%であるが、「全然守られなかつた」と答えたものも16%あり、「いくらか守られた」と答えたものと合せて30%である。

とりきめをしたものの総数	守られた	いくらか守られた	全然守られなかつた	その他
% 100	62	14	16	8

又、本人がとりきめに満足したか否かの質問に対し、「満足した」と答えたものは36%で、「満足しない」と答えたもの(43%)の方がかなり多い。

とりきめをしたものの総数	満足した	満足しない	その他
% 100	36	43	21

(4) 分与を受けたもの(財産、慰養料等)の種類とうちわけ

離婚に際して、本人が夫の側からまとまつたお金や財産の一部をわけてもらつたか否かの問に対して、「分けてもらつた」と答えたものの割合は僅か18%にすぎず、大部分(73%)のものは「何もわけてもらわない」と答えている。又、「分けてもらつた」と答えたものについて、その内訳をみると、「お金」と答えたものが大部分を占め、その他家屋、家財、田畑、土地等となつている。

総数	分けてもらつた							何も分けてもらわない	その他
	計	お金	家屋	田畑	土地	家財			
% 100	19	14	2	1	1	1		73	8

お金を分けてもらつたと答えたものについて、その金額をみると、1万円未満のものが調査対象者総

総 数		何もわけてもらわない	分 け て も ら っ た												その他	
実 数	%		計	お金をわけてもらった	金 額											不動産等
					一万円未満	一〜三万円未満	三〜五万円	五〜一〇万円	一〇〜二〇万円	二〇〜三〇万円	三〇〜五〇万円	五〇〜一〇〇万円	一〇〇万円以上	不明		
1,032	100	% 73	18	14	1	2	2	3	3	1	1	1	0	0	6	

数中1%、1万円から5万円までのものが4%、5万円から10万円までのものが3%で、10万円未満のものが計8%を占めている。

(5) 子の措置

既に「離婚前の当事者と家族の状況」の項で述べたとおり、離婚当時子どものあるものは67%であつたが、そのうち未成年の子のあるものは61%、ないものは37%である。これら未成年の子1,182人の親権者となつたものは、妻が39%、夫が29%である。

総数	未成年の子あり	子の親権者		未成年の子なし	不明
		夫	妻		
% 100	61	29	39	37	2

(注) 子どもの数が2人以上ある場合は子の親権者が、夫と妻のそれぞれに亘っていることがあるので、その合計は「未成年の子あり」の数を上回る。

次に未成年の子どもが調査当時誰と一しよに暮しているかをみると、本人(母親)と暮しているものは60%、夫(父親)と暮しているものは24%、その他15%、不明1%となつている。又、「その他」のうちわけは、本人の親類、夫の親類、他人等である。

子ども(未成年)の総数	本人	夫	その他							不明
			計	本人の親類	夫の親類	公施設	共設	他人	その他	
% 100	60	24	15	3	1	—	—	1	8	2

これらの他へ預けてある子ども(一しよに暮している人が「その他」となつているもの)の養育費を誰が負担しているかについては、本人が28%、預つている人が26%、夫が6%、その他が31%となつている。

総数	本人	夫	預つている人	その他	不明
% 100	28	6	26	31	9

5. 離婚後の生活

(1) 離婚後の苗字

離婚によつて苗字の変つたものは85%、変らないものは15%である。苗字の変つたものが日常生活において変更後の苗字を使つているかどうかをみると、知りあいに手紙を出す場合、あるいはつとめ先で呼ばれる場合のいずれにおいても、殆んどのものが、変更後の苗字を使い、苗字が変つて困ることもないというものが大部分である。

知りあいに手紙を出す場合

総数	変更後の苗字を使つている	離婚前の苗字を使つている	その他
% 100	90	7	3

つとめ先でよばれる場合

総 数	変更後の苗字で よばれている	離婚前の苗字で よばれている	そ の 他
% 100	84	9	7

苗字が変つて困ることの有無

総 数	困ることあり	困ることなし	そ の 他
% 100	11	86	3

(2) 離婚後の職業

現在仕事をもっているものは84%、もっていないものは13%である。仕事をもっているもののうち半分以上は雇用者である。雇用者を職種別にみると、最も多いのはサービス業従事者で、次いで製造修理従事者、事務的職業従事者となっている。

総 数	仕 事 を も つ て い る											内 職	仕事をもっていない
	有 職 の 計	自 営 業 者	家 族 従 事 者	雇 用 者 の 計	雇 用 者								
					専門的・技術的・管 理の職業従事者	事務的職業従事者	販 売 従 事 者	製 造 修 理 従 事 者	サ ー ビ ス 業 従 事 者	日 雇 員	不 明		
% 100	84	13	8	54	5	10	2	11	20	5	1	9	16

(3) 生活状態

生活費の入手方法をみると、自分が働いて収入を得ているものが70%、次いで親類の援助24%、その他18%を除くと他はいずれも10%にみえず、前夫からの仕送りは3%である。

総 数	自己の勤 労 収 入	子どもの 勤 労 収 入	貯 蓄	親類の援助	前夫からの 仕 送 り	生活保護	そ の 他
% 100	70	7	2	24	3	6	18

自己の勤労収入の月額、5千円以上1万円未満が40%で最も多く、1万円未満の収入のものが60%である。2万円以上収入のあるものは5%である。

総 数	5千円未満	5千円～ 1万円未満	1万円～ 2万円未満	2万円～ 3万円未満	3万円以上	不 明
% 100	20	40	17	3	2	18

(4) もとの夫からの補助

子どもの養育費や、本人の生活費として、元の夫からいくらかでも補助を受けているか否かの間に対して、

うけていると答えたものは5%で、大部分のもの(92%)は「何もうけていない」と答えている。(うけている」と答えたものについてその内訳をみると、子どもの養育費としてうけているものが大多数を占め、その期限は「子供が学校を卒業するまで」というものが最も多い。その他「本人の生活費として」うけているもの、「子どもの養育費と本人の生活費の両方をかねたものとして」うけているものなどがあり、その期限も、無期限のもの、一時金としてもらったもの、子どもが時々もらっているものなどがある。

総 数	う け て い る				何もうけて い ない	そ の 他
	計	養育費として	本人の生活費 として	両方をかねた ものとして		
% 100	5	3	1	1	92	3

又、もとの夫からうけている補助の金額をみると、月額3,000円～4,000円のもの最も多く、次いで1,000円～2,000円、2,000円～3,000円 の順になつていて、4,000円までのものが全体の半数を占めている。

総 数	1,000円 未 満	1,000 ～2,000	2,000 ～3,000	3,000 ～4,000	4,000 ～5,000	5,000 ～6,000	6,000 ～10,000	10,000 ～15,000	15,000 以 上	不 明
% 100	4	16	13	18	4	9	4	4	2	26

「現在日々の暮らしに困るか否か」の間に対して、困ると答えたものは26%、困らないと答えたものが70%である。仕事の有無別にみると、仕事をもっていないものでは、困っているものの割合がやや高くなっている。非常に困っているものは比較的少ない。

	総 数	非常に困っている	困りがち	困らない	そ の 他
計	% 100	6	20	70	4
仕事をもっている	100	5	19	71	5
仕事をもっていない	100	11	26	62	1

生活費の入手方法別にみると、困っているものは生活費の入手手段が生活保護、子どもの勤労収入等のものに多い。

	総 数	非常に困っている	困りがち	困らない	そ の 他
計	% 100	6	20	70	4
自己の勤労収入	100	6	21	69	4
子どもの勤労収入	100	8	30	58	4
貯 蓄	100	4	21	75	—
親類の援助	100	8	20	69	3
前夫からの仕送り	100	—	27	60	13
生活保護	100	29	51	16	4
そ の 他	100	8	16	70	6

現在の生活において一番困っていることは、子どものこと、現在及び将来の生活のことなどである。

現在の同居家族は本人の子ども、母、父が多い。単独でくらしているものも19%ある。

総 数	本人 の父	本人 の母	本人の兄弟姉妹	本人の兄弟姉妹 及びその家族	その他本人の親 類及びその家族	友人、知人及び その家族	本人の子ども	そ の 他	単 独
% 100	26	35	11	16	2	1	37	14	19

同居者の内訳が重複しているので、合計は総数に一致しない。

6. 協議離婚手続に対する意見

協議離婚手続に対しては、よいことだと答えたものが36%、よくないことだと答えたものが40%である。年齢別にみると、50才台を除いてはどの年代もよくないことだと答えたものが、よいことだと答えたものを上廻っている。50才台ではよいことだと答えたものがよくないことだと答えたものの約2倍である。

	総 数	20才未満	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	不 明
総 数	% 100	100	100	100	100	100	100	100
よいことだ	36	—	31	39	36	50	28	100
よくないことだ	40	100	43	39	42	27	33	—
そ の 他	24	—	26	22	22	23	39	—

学歴別では学歴の如何に拘わらず、よくないことだと答えたものが上廻っている。

	総 数	学 歴 なし	小 学	高 小	新 制 中	旧 制 中	新 制 高	旧 制 高 専 大	新 制 大	旧 制 大	そ の 他
総 数	% 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
よいことだ	36	7	37	38	24	40	37	40	25	—	40
よくないことだ	40	43	35	42	46	40	40	41	75	—	30
そ の 他	24	50	28	20	30	20	23	19	—	—	30

離婚の話をいい出した人別にみると、妻の側からいい出した場合はよいことだと答えたものが、わずかに上廻り、夫の側からいい出した場合はよくないことだと答えたものがずっと多い。

離婚をいい出した人別

	総 数	よいことだ	よくないことだ	そ の 他
計	% 100	36	40	24
本人	100	43	34	23
同居家族	100	24	57	19
本人の親類	100	22	45	33
夫の親類	100	38	37	26
その他	100	21	52	27
その他	100	39	27	34

離婚の話をいい出した人が本人の場合を除いた残り410名について、離婚に対する承諾の仕方別にみると、はつきりと承諾していた場合でさえもよくないことだと答えたものが上廻り、承諾していなかった場

合はよくないことだと答えたものの割合が高い。

離婚に対する承諾の仕方別

	総 数	はつきりと承 諾していた	はつきりとは 承諾していな かった	全然承諾して いなかった	そ の 他	不 明
総 数	% 100	100	100	100	100	100
よいことだ	26	30	19	9	4	33
よくないことだ	50	46	57	76	64	33
そ の 他	24	24	24	15	32	33

よいことだという理由の主なもの「便利」「自由意志尊重のため」「早く自由の身になれる」等であり、よくないことだという理由の主なもの「簡単すぎる」「女性には不利」「裁判を通して公正な裁判を望む」「知らないうちに屈を出される被害がある」等である。

7. 家庭裁判所についての知識の有無

家庭裁判所については、殆んどものが知っている（89%）。知らないと答えたものは11%である。知っているものは年代の若いものほど、又学歴の高いものほど多くなっている。

年 令 別

	総 数	知 つ て い る	知 ら な い
計	% 100	89	11
20才未満	100	100	—
20才台	100	90	10
30才台	100	92	8
40才台	100	87	13
50才台	100	84	16
60才以上	100	56	44
不明	100	100	—

学 歴 別

	総 数	知 つ て い る	知 ら な い
計	% 100	89	11
学歴なし	100	36	64
小学	100	84	16
高小	100	90	10
新制中	100	87	13
旧制中	100	94	6
新制高	100	94	6
旧制高専、短大	100	98	2
新制大	100	100	—
その他	100	93	7

Ⅱ 調査結果各論

1. 離婚前の当事者の状況

(1) 地域別分布状況

まず、調査対象者の地域別分布を調査票に記入された、結婚生活を営んでいた最後の住所に従って、区、市、郡部別にみると、区部15%、市部57%、郡部28%である。参考までに昭和33年の全国離婚件数多び昭和35年の国勢調査による全国女子総人口の地域別分布をみると、第2表のとおりである。これらの分布状況とくらべると本調査の対象者はやや都市部に多い傾向がみられる。

第1表 調査対象者の地域別分布

	総数	区部	市部	郡部
実数	1,032	153	591	288
%	100	15	57	28

注：調査対象者が結婚生活を営んでいた最後の住所に従って地域別を分類した。

第2表 全国離婚件数及び女子人口の地域別分布

	総数		市部	郡部
	実数	%		
昭和33年全国離婚件数 (人口動態統計) 1)	74,004	100	69	31
全国女子総人口 (昭和35年国勢調査)	47,535,015	100	63	37

注 1) 離婚届に記入された夫の住所に従って分類

(2) 本人の年齢

a) 調査時の年齢

調査対象者を調査時の年齢別にみると、第3表のとおり、総数では30才台が最も多く42%、次が20才台35%で、20才から39才までのものが全体の約8割を占めている。40才台は15%50才台6%と年齢が高くなるにつれて割合は低くなっている。20才未満が郡部に1人あつた。地域別にみると、大体総数と同様の傾向で、20才台、30才台が多く、年齢が高くなるにつれて少なくなっているが、区部では20才台の割合がやや低く、市部と郡部がそれぞれ36%であるのに対し27%となっており、40才以上の割合が他と比べてやや高くなっている。

b) 離婚届出時の年齢

離婚届出時の年齢、即ち調査時から約2年前の年齢別でみると、総数では20才台が最も多く43%、次いで30才台38%となっており、調査時の年齢別と比べてみると、28、29才で離婚したものが比較的多いことがわかる(第4表)。又、40才台11%、50才以上7%である。地域別にみると区部では30才台の割合が最も高く41%、次いで20才台33%、40才台14%となっているが、市部、郡部では20才台の割合が高く45%と46%、30才台39%と33%、40才、台10%と14%と年齢が高くなるにつれて

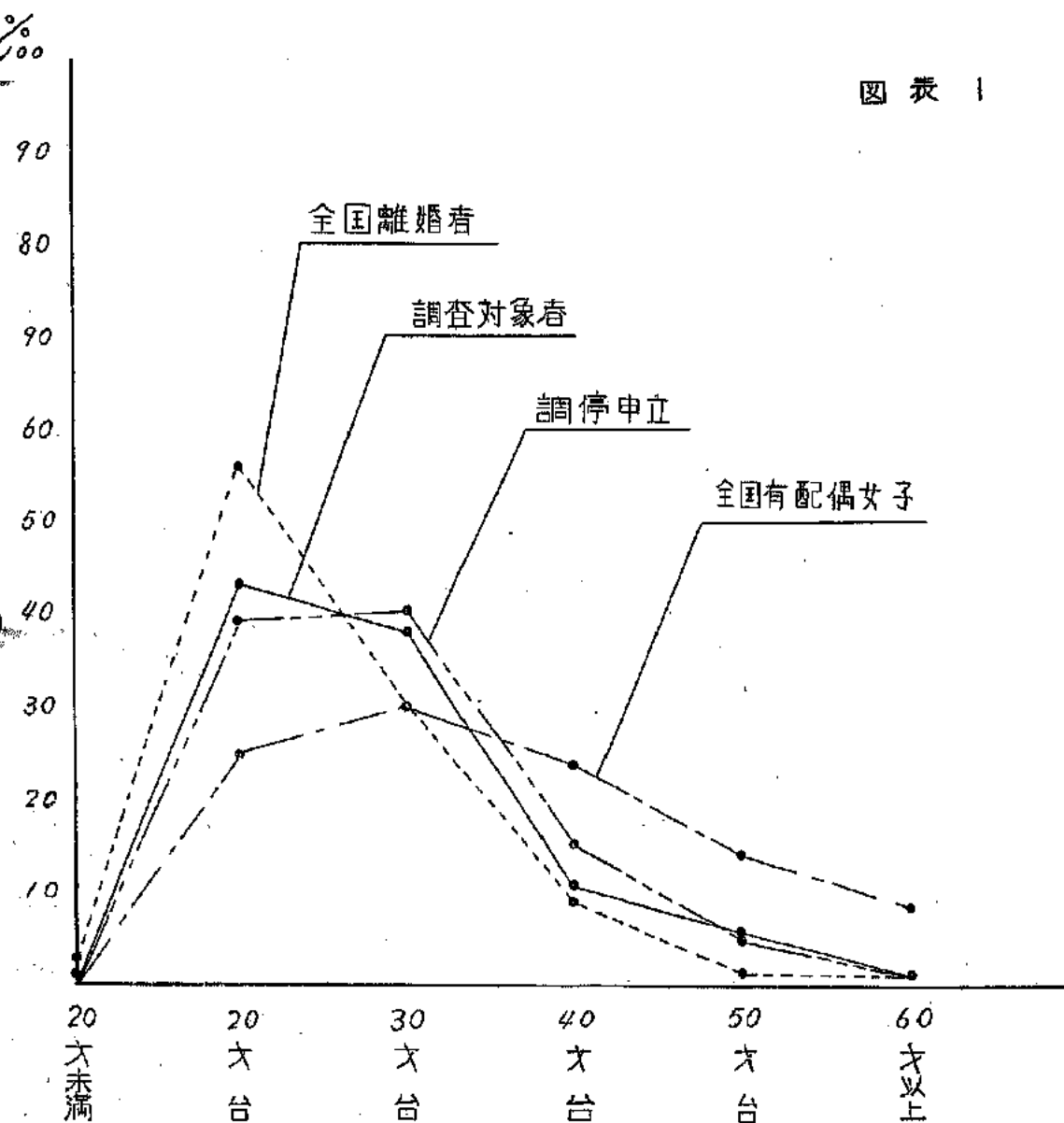
割合が低くなっている。20才未満は郡部で6人、市部で1人あつた。

第3表 本人の年齢(調査時)

	総数		20才未満	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才以上	不明
	実数	%							
総数	1,032	—	1	356	433	157	64	18	3
区部	153	100	0	35	42	15	6	2	0
市部	591	100	—	27	42	18	9	3	1
郡部	288	100	0	36	43	14	6	1	0

昭和35年国勢調査による有配偶女子人口、昭和33年の全国離婚者及び昭和33年の離婚調停申立者の年齢別分布状況は第3表のとおりである。参考までに調査対象者の年齢別分布状況を国勢調査の有配偶女

図表1



第4表

本人の年齢(離婚届提出時)

	総数		20才未満	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	70才以上	不明
	実数	%							
総実数	1,032	—	7	447	388	118	57	12	3
数 %	—	100	1	43	38	11	6	1	0
区部	153	100	—	39	41	14	7	3	1
市部	591	100	0	45	39	10	5	1	0
郡部	288	100	2	46	33	14	5	1	—

第5表

年齢階級別分布状況

	総数	20才未満	20才台	30才台	40才台	50才台	60才以上
有配偶女子人口の年齢別分布 (昭和35年国勢調査)	% 100	% 0	% 25	% 30	% 23	% 14	% 8
妻の年齢階級別離婚件数の割合 (昭和33年全国) 1)	100	2	56	30	9	2	1
妻の年齢階級別調停申立件数の割合 (昭和33年調停離婚) 2)	100	0	39	40	15	5	1

1) 厚生省：昭和33年人口動態統計

2) 法務省：昭和33年司法統計年報

子人口のそれと比べると、調査対象者は20才台、30才台、殊に20才台の割合が著しく高く、40才以上のものの割合が低い。同様に全国離婚者のそれと比べると、20才台では割合が低く、30才以上の割合が高くなっている。調停申立者の年齢分布との比較では20才台が高く、30才以上は低くなっている(図表1参照)。

(3) 本人の学歴

調査対象者を学歴別にみると第6表のとおり、総数では最も多いのが高小卒の26%と旧制中(旧高女)卒25%である。次いで小学卒18%、新制中卒13%、新制高卒9%、旧制高専・短大卒4%、新制大卒0.4%で学歴なしは2%である。その他の各種学校卒は3%で、その中2%が洋裁学校であり、次いで多いのが看護婦学校1%である。その他美容、理容学校、保母養成所、栄養学校等があるが、いずれも1%に満たない。地域別にみると、区、市部と郡部の間ではかなりの相違がみられ、区、市部では旧制中卒が最も多く30%前後で、次いで高小卒26%、小学卒15%前後であるのに対し、郡部では旧制中は15%で区、市部の半分、最も多いのが小学卒の29%で区、市部の2倍である。その他区部では旧制高

第6表

本人の学歴

	総数		学歴なし	小学	高小	新制中	旧制中	新制高	旧制高専	短大	新制大	旧制大	その他
	実数	%											
総実数	1,032	—	14	189	271	134	254	94	42	4	—	—	30
数 %	—	100	2	18	26	13	25	9	4	0	—	—	3
区部	153	100	1	16	27	7	30	9	7	1	—	—	3
市部	591	100	1	14	26	14	28	9	4	1	—	—	3
郡部	288	100	2	29	26	14	15	9	2	0	—	—	3

第7表

主婦の学歴

	総数		小卒以下	高小卒	新制中卒	旧制高女卒	新制高卒	旧制大卒	その他
	実数	%							
調査対象者	1,032	100	% 20	% 39	% 34	% 4	% 3	% 3	% 3
協同活動についての調査	1,933	100	24	44	28	2	2	2	2
自由時間についての調査	1,863	100	29	38	28	3	2	2	2

「その他」は青年学校、看護婦・助産婦養成所、縫製学校等である。

「協同活動」は昭和33年7月、「自由時間」は昭和34年9月に、それぞれ全国2,000名の主婦について婦人少年局が行なった調査である。

専、短大卒の割合が他と比べて高く、新制中卒の割合は低い。

調査対象者の学歴を婦人少年局が行なった最近の全国調査における調査対象者のそれと比べると第7表のとおり、本調査対象者の方が学歴はやや高い傾向がみられる。

(4) 離婚前の本人の就業状況

調査対象者の離婚前の就業状況は第8表のとおり仕事をもっていたもの61%、もっていなかったもの39%である。仕事をもっていたもののうち最も多いのは雇用者の23%、次が家族従業者17%、自営業者11%、内職者10%である。これを昭和30年の国勢調査の結果による全国の有配偶女子の就業、不就業別人口の割合(第11表)と比較してみると、同調査の結果では有業者46%、無業者54%で、本調査対象者の離婚前に仕事をもっていたものの割合はかなり高く、特に雇用者は約4倍、自営業主は2倍強となっている。これに対し家族従業者の割合は約半分であり、自営業者のうちでは第8表のとおり農業と商工業がそれぞれ4%、サービス業1%、その他2%となっている。家族従業者のうちでは農業が多く10%、商工業5%、その他2%である。地域別にみると、区部では仕事をもっていたもの46%、もっていなかったもの54%で、もっていなかったものの割合がわずかに上廻っている。仕事をもっていたものの約半分は雇用者で22%、自営業者9%、家族従業者は4%で他地域と比べて仕事をもっていたものの割合が少ない。自営及び家族従業者のうちでは商工業が多い。市部では仕事をもっていたもの61%のうち16%が雇用者、自営10%、家族従業14%、内職11%である。郡部では仕事をもっていたものが7%、強の70%で、そのうち30%が家族従業者であり、その中でも農業が大部分の22%を占めている。自営業者15%の中でも農業が多く9%である。雇用者、内職者は他と比べて少く、それぞれ18%と7%である。

職種別雇用者数

雇用者のうちわけを職種別にみると、総数では最も多いのが事務的職業従事者とサービス業従事者の27%で、製造修理従事者24%、専門的技術的管理的職業従事者12%、販売従事者2%、日雇労働者6%である。地域別にみると、区部では最も多いのが事務的職業従事者27%、次が日雇労働者25%でこれは他地域と比べて断然多い。次いでサービス業従事者、製造修理従事者がそれぞれ20%前後、専門的技術的管理的職業従事者7%である。市部では事務的職業従事者、製造修理従事者、サービス業従事者が大体同率の27%で、製造修理従事者の割合は他地域のそれと比べると高い、次いで専門的技術的管理的職

業従事者12%、日雇4%、販売従事者1%である。郡部ではサービス業従事者が31%で多く、次いで事務的職業従事者23%、製造修理従事者19%、専門的技術的管理的職業従事者17%、販売従事者4%である(第9表)。

内職の種類

離婚前仕事をもっていたもののうち内職をしていたものは約1割であるが、内職の種類別にみると第10表のとおりである。総数中最も多いのが洋裁31%、次いで和裁14%、編物9%、手芸6%といった手仕事が多く、家事手伝も6%ある。地域別にみると、区部では洋裁29%、編物24%、和裁18%である。市部では洋裁が37%で多く、他のものはいずれも10%に満たない。郡部では和裁が29%で最も多く、家事手伝が19%でこれに次ぎ、洋裁14%、編物10%、手芸5%である。内職の種類では「その他」の項がかなりの割合を占めているが、その内容をみると、プラスチック加工、製本折り、荷れたまつけ、菓子包装、行商、食料品加工、占師、芸事教授、かます織、真珠刺繍、農家の手間取り、花火加工、袋はり、山仕事、手袋加工、竹かご作り、家具類塗装等があげられている。

第8表 離婚前の本人の就業状況

	総 数		仕 事 を も つ て い た											仕事をもっていない	
	実 数	%	仕事をもつてい たものの計	自 営					家 族 従 業				雇 用		内 職
				自 営 の 計	農 業	商 工 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	家 族 従 業 者 計	農 業	商 工 業	そ の 他			
総数	1,032	100	61	11	4	4	1	2	17	10	5	2	23	10	39
区部	153	100	46	9	—	5	1	3	4	—	3	1	22	11	54
市部	591	100	61	10	2	5	1	2	14	7	6	1	26	11	39
郡部	288	100	70	15	9	4	0	1	30	22	6	2	18	7	30

第9表 職種別雇用者数(離婚前の就業状況)

	雇用者の計		専門的技術的管理的職業従事者	事務的職業従事者	販売従事者	製造修理従事者	サービス業従事者	日雇	不明
	実数	%							
計	242	100	12	27	2	24	27	6	2
区部	44	100	7	27	—	18	21	25	2
市部	150	100	12	28	1	27	27	4	1
郡部	48	100	17	23	4	19	31	—	6

第10表 仕事の種類別内職者数

	総数		編物	洋裁	和裁	家事手伝	手芸	その他	不明
	実数	%							
計	101	100	9	31	14	6	6	26	13
区部	17	100	24	29	18	—	—	35	12
市部	63	100	5	37	8	3	8	22	18
郡部	21	100	10	14	29	19	5	29	—

第11表

有配偶女子人口の就業、不就業別人口の割合

(昭和30年国勢調査)

15才以上 有配偶 女子人口 総数	就業者				無業者
	計	自営業主	家族従業者	雇用者	
%	%	%	%	%	%
100	46	4	36	6	54

(5) 夫の職業

調査対象者の離婚した夫の職業は第12表のとおり、職業をもっていたもの85%、無職のもの12%である。職業をもっていたもののうち55%が雇用者、27%が自営業者、3%が家族従業者である。雇用者のうちでは専門的技術的管理的職業従事者と製造修理従事者がそれぞれ16%で多く、事務的職業従事者が14%でこれに次いでいる。自営業者では、農林漁業11%商工鉱業10%である。家族従業者は殆んどが農林漁業に従事している。地域別にみると、区部では有職者86%の約8割に当たる69%が雇用者である。自営業者、家族従業者、無職者の割合は3地域中最も低い。雇用者の職種は事務的職業従事者、製造修理従事者、専門的技術的管理的職業従事者が殆んどである。自営業者では商工鉱業、その他が多い。市部では有職者82%のうち57%が雇用者、23%が自営業者、2%が家族従業者である。自営業者では商工鉱業が11%で多く、農林漁業も7%でかなりの割合を占めている。雇用者では専門的技術的管理的職業従事者が多く、次いで製造修理従事者、事務的職業従事者となつている。無職者の割合は16%で3地域中最も高い。郡部では有職者が90%、無職者9%である。そして有職者の中では自営業者の割合が他の地域と比べてぐつと高くなり、雇用者の割合とはほぼあつている。自営業者、家族従業者では農林漁業が多

第12表

夫の職業

	総 数		職 業 を も つ て い る															無 職	不 明	
			有 職 の 計	自 営					雇 用					家 族 従 業						
	実 数	%		自 営 の 計	農 林 漁 業	商 工 鉱 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	雇 用 の 計	専 門 的 技 術 的 管 理 的 職 業 従 事 者	事 務 的 職 業 従 事 者	販 売 従 事 者	製 造 修 理 従 事 者	サ ー ビ ス 従 事 者	そ の 他	家 族 従 業 の 計	農 林 漁 業	非 農 林 漁 業		
総 数	1,032	100	85	27	11	10	2	4	55	16	14	3	16	1	4	3	3	0	12	3
区 部	153	100	86	15	1	5	3	6	69	17	23	4	21	1	3	1	1	1	8	6
市 部	591	100	82	23	7	11	2	3	57	19	15	3	16	1	4	2	2	—	16	2
郡 部	288	100	90	41	25	10	1	5	44	11	7	3	15	2	6	5	5	0	9	1

第13表 有配偶男子の就業、不就業別人口

15才以上有配偶男子人口総数	100%
就業者	92
自営業主	40
家族従業者	8
雇用者	44
無業者	8

昭和30年国勢調査

く、雇用者では製造修理従事者が多い。参考までに昭和30年国勢調査による有配偶男子の不就業、就業別人口の割合（第13表）と比べると、調査対象者の夫の場合は有職者の割合7%は低く、無職者が4%高い。そして、自営業主と家族従業者ではその割合はかなり低く、雇用者がやや高くなっている。

(6) 結婚の仕方

調査対象者がどんな結婚の仕方をしているかをみると、第14表のとおり見合結婚が最も多く5割強の58%、恋愛28%、交際12%、その他2%である。交際とは始め見合しその後交際してから結婚したもので、「その他」は親同志で決めたもの、幼なじみ等である。区部では見合が51%と減り、恋愛が34%と増え、交際も14%で他地域と比べやや高い。市部では見合56%、恋愛30%、交際12%、その他2%である。郡部では見合の割合がぐつと高くなり67%であるが、恋愛は22%、交際は10%と減っている。

第14表 結婚の仕方

	総 数		恋 愛	見 合	交 際	そ の 他
	実 数	%				
総 数	1,032	100	28	58	12	2
区 部	153	100	34	51	14	1
市 部	591	100	30	56	12	2
郡 部	288	100	22	67	10	1

(7) 婚姻継続期間

厚生省の「人口動態統計」においては、婚姻継続期間を、戦前は結婚式をあげた日から離婚届出の日までの期間としていたが、戦後は結婚式をあげた日から別居までの期間としているので、この報告書においても「人口動態統計」に従って、同期間を結婚式をあげた日から別居までの期間とする。

婚姻継続期間については第15表のとおりで、この表によると調査対象者の同期間は1年以上5年未満が36%で最も割合が高い。区部ではこれが46%、殊に1年から2年未満が27%を占めている。同期間が

第15表 婚姻継続期間（結婚式をあげた日から別居までの期間）

	総 数		1カ月未満	1カ月6カ月未満	6カ月1年未満	1年2年未満	2年3年未満	3年5年未満	5年10年未満	10年15年未満	15年20年未満	20年以上	不明
	実 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	1,032	100	1	7	8	14	8	14	24	13	5	6	0
区 部	153	100	—	5	8	27	8	11	22	10	5	9	1
市 部	591	100	1	7	7	9	7	15	26	15	6	7	0
郡 部	288	100	1	6	5	16	11	15	22	12	4	5	0

第16表 婚姻継続期間別離婚数（昭和30年～33年）（全国）

	総 数		1カ月未満	1カ月6カ月未満	6カ月1年未満	1年2年未満	2年3年未満	3年5年未満	5年10年未満	10年15年未満	15年20年未満	20年以上	不明
	実 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和33年	74,004	100	8	8	13	10	14	24	13	5	5	0	0
昭和32年	71,651	100	7	8	14	10	14	26	12	5	4	0	0
昭和31年	72,040	100	7	8	13	10	15	26	11	5	5	0	0
昭和30年	75,267	100	7	8	13	10	16	27	10	5	4	0	0

厚生省：昭和33年人口動態統計

第17表 調停離婚の婚姻継続年数別割合

	夫の申立		妻の申立	
	実 数	%	実 数	%
総 数	100	100	100	100
6月以内	3	3	4	4
1年 "	12	12	12	12
2年 "	10	10	10	10
3年 "	9	9	8	8
4年 "	7	7	7	7
5年 "	7	7	7	7
6年 "	6	6	5	5
7年 "	6	6	5	5
8年 "	6	6	5	5
9年 "	5	5	5	5
10年 "	7	7	7	7
11年 "	3	3	4	4

最高裁「昭和33年司法統計年報」

注 1) 婚姻継続年数には内縁期間も含める。

2) 調停成立のうち、婚姻を解消したものの年数別割合である。

5年から10年未満のものが24%で次いで多く、1年未満は16%である。期間が長くなるにつれて割合は低くなっている。

参考までに昭和30年から33年の全国の婚姻継続期間別離婚件数（人口動態統計）と比べてみると、第16表にみられるように総数ではほぼ同様の傾向を示している。

(8) 同居をやめてから離婚届提出までの期間

同居をやめてから離婚届提出までの期間をみると、71%が1年未満のうちに届出をしている。1年から5年未満が21%、5年以上8%となっている。地域別にみると区部はこれと著しく異り、1年未満は他地域の半分の37%で、殊に6カ月未満が20%で著しく低い。逆に1年から5年未満は55%で他地域

第18表 同居をやめてから届出までの期間

	総 数		1カ月未満	1カ月6カ月未満	6カ月1年未満	1年2年未満	2年3年未満	3年5年未満	5年10年未満	10年以上	不明
	実 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	1,032	100	23	30	15	10	6	5	6	1	1
区 部	153	100	11	9	17	41	8	6	6	2	—
市 部	591	100	29	36	14	3	5	5	6	1	1
郡 部	288	100	26	30	15	9	6	5	7	2	0

第19表 同居をやめてから届出までの期間別離婚数（全国）（昭和30年～33年）

	総 数		1カ月未満	1カ月6カ月未満	6カ月1年未満	1年2年未満	2年3年未満	3年5年未満	5年以上	不明
	実 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和33年	74,004	100	18	40	13	11	5	5	8	—
昭和32年	71,651	100	18	40	13	11	6	5	8	—
昭和31年	72,040	100	18	40	14	11	6	4	7	—
昭和30年	75,267	100	19	40	12	11	6	6	6	—

厚生省「昭和33年人口動態統計」

の2倍、殊に1年から2年未満が41%で高い。市部では1年未満が79%と高く、殊に6カ月未満は65%である。これを人口動態統計による昭和39年から33年の全国の同居をやめてから届出までの期間別離婚件数と比べると、区部を除いては本調査の方が期間1カ月未満のものの割合が高く、1カ月から6カ月未満はやや下廻っている(第18、19表)。

2. 離婚前の家族の状況

(1) 離婚前の家族型態

離婚前即ち結婚生活を営んでいた当時の家族型態をみると第20表のとおり、夫婦だけ、あるいは夫婦と子どもとといったいわゆる近代型の家族型態が最も多く、全体の約80%を占めている。これを参考までに厚生行政基礎調査の世帯業態別世帯構造(第21表)と比べてみると、近代型の基本世帯の割合が著しく高い。夫婦と子ども以外の同居者では夫の親や兄弟が多く15%である。妻の親や兄弟と同居しているものは3%である。地域別にみると、都市部では近代型家族の割合が高く、区部84%、市部80%で、郡部は77%である。郡部では夫の親や兄弟と同居しているものの割合が他地域と比べて高く、区部の14%に対し19%である。

(2) 家族人員

離婚前の当事者を含む家族の人員は、第22表のとおり、一般に小家族が多く、3人あるいは4人の家

第20表 離婚前の家族型態

	総数		①		①	①	①	①	①	①	①	①	不
	実数	%	夫婦だけ	夫婦+子ども	夫の親	妻の親	兄弟姉妹	兄弟姉妹	夫の兄弟姉妹	妻の兄弟姉妹	夫婦+兄弟姉妹	その他	明
総数	1,032	100	15	64	15	6	3	1	15	3	1	6	0
区部	153	100	22	62	12	3	1	—	14	2	1	5	1
市部	591	100	15	65	14	6	3	1	14	3	1	5	0
郡部	288	100	13	64	19	9	5	1	19	4	0	9	—

第21表 世帯業態別世帯構造

	総数		単独世帯	基本世帯	その他の世帯	単独世帯を除いたものを100%とした基本世帯の割合
	実数	%	1)	2)	3)	4)
総数	1,032	100.0	16.3	44.3	39.4	52.9
農家	100.0	0.6	30.7	68.7	30.9	
事業経営者世帯	100.0	3.4	52.3	44.3	54.1	
常用勤労者世帯	100.0	23.1	50.8	26.1	66.1	
日雇労働者世帯	100.0	25.5	46.9	27.5	63.0	
家内労働者世帯	100.0	13.0	46.5	40.5	53.4	
その他の世帯	100.0	38.6	32.8	28.6	53.4	

【厚生行政基礎調査】

- 注 1) 世帯員が1人だけの世帯をいう。
 2) 世帯主とその配偶者のみで構成するか、またはこれに未婚の子の加わった世帯をいう。
 3) 上記以外のすべての世帯をいう。
 4) その他の世帯には単独世帯に同居者のあるものも含まれるので、それを更に除くとこの割合はやや高くなる。

第22表 離婚前の家族の人数(本人を含む)

	総数		2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	平均家族人員	全国の平均家族人員
	実数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人	人
総数	1,032	100	14	21	20	16	13	8	5	2	1	0	4.5	5.0
区部	153	100	21	18	21	15	10	8	4	1	1	1	4.2	1) 4.7
市部	591	100	14	25	20	16	10	7	5	2	1	0	4.4	2) 5.1
郡部	288	100	11	15	19	15	20	9	7	2	2	—	4.9	5.3

注 全国平均家族人員は昭和30年の国勢調査の結果によるもので、1)は人口5万以上の市部、2)は人口5万未満の市部の平均である。

族の割合が最も高く、2人から5人の家族が70%を占めている。人数が増えるに従って割合は低くなり、10人以上の家族は1%である。地域別にみると、区部では2人及び4人家族が最も多くてそれぞれ21%、2人家族の割合は郡部の2倍である。次いで3人18%、5人15%、6人10%と人数が増えるに従って割合は低くなる。市部では3人家族が25%で多く、4人20%、5人16%、2人14%とこれも小家族が多い。郡部では6人家族が20%、4人19%、3人と5人が15%ずつで、区、市部と比べると人員の多い家族の割合が高くなっている。平均家族人員は総数4.5人、区部4.2人、市部4.4人、郡部4.9人で、昭和30年国勢調査の結果による全国5.0人、人口4万以上の市部4.7人、人口5万未満の市部5.1人、郡部5.3人比べていずれも下廻っている。

(3) 子ども

調査対象者のうち離婚当時子どものあつたものは全体の $\frac{2}{3}$ 、子どものなかつたものが $\frac{1}{3}$ である。子どものあつたものの67%のうち子どもの数1人が最も多く、32%、次いで2人が19%で、子どもの数が1人あるいは2人のものが51%を占めている。3人は9%、あとの7%が4人以上となつている。平均子ども数は1.9人である。(第23表)

子どもを年齢別にみると、最も多いのは6才～15才で41%、次が1才～6才で、15才未満の子どもが

第23表 離婚当時の子どもの数

	総数		子どもあり	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	子どもなし	平均子ども数
	実数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人
総数	1,032	100	67	32	19	9	4	2	1	33	1.9
区部	153	100	62	29	19	8	2	3	1	38	1.9
市部	591	100	69	35	18	10	3	2	1	31	1.9
郡部	288	100	66	29	19	8	6	3	1	34	2.2

第24表 離婚当時の子どもの年齢別子ども数

	子どもの総数		1才未満	1才～6才未満	6才～15才未満	15才～20才未満	20才以上	不明
	実数	%	%	%	%	%	%	%
計	1,327	100	4	35	41	9	8	3
区部	175	100	8	30	47	7	7	1
市部	757	100	4	35	42	8	8	3
郡部	393	100	4	36	37	10	8	5

80%を占めている。1才未満は4%、15才～20才と20才以上がそれぞれ9%、8%となっている。地域による差はあまりみられないが、区部では1才未満と6才以上15才未満の割合が他地域に比べて高い(第24表)。

3. 離婚における本人の意志

我が国の協議離婚は、夫婦が対等の立場で離婚協議を行なうことを前提としており、当事者双方からの届出のみによつて成立するものであるだけに、離婚に際しての婦人の意志の問題は、本調査の最も重要なポイントといわなければならない。

(1) 離婚理由

本人の意志の問題をとりあげるにあたって、まず離婚がどのような理由で行なわれているかを見ると、第25表のとおり、「経済問題」が最も多く総数中38%を占め、次に「夫と性格が合わなかつた」ものが35%、「夫に愛人ができた」と答えたものが29%となっている。又「夫の親や兄弟と折合いが悪かつた」(13%)、「夫の家の家風に合わなかつた」(9%)のように、夫以外の家族関係の不調が要因となつて離婚している場合も少なくない(第25表注参照)。又、最も多い「経済問題」について見ると失業、低収入等のための生活難、競輪、競馬、マージャン等のかけごと、酒乱、飲酒、浪費、りんしよく、借金、遺棄などが主な内容となつている。

なお、この離婚理由を見るにあたって、事実上の結婚破綻に至つた理由と離婚の法的手続きをとるに至つた理由とを区別しなかつたが、これは、次項にのべるように、わが国の社会慣行として、その両者の分離は明瞭でないという事実と関連するものである。

第25表 離婚理由(地域別)

地域別	総 数		夫に愛人ができた	妻に愛人ができた	夫が虐待した	夫の親や兄弟と折合いが悪かつた	夫の家の家風に合わなかつた	夫と性格が合わなかつた	夫の病	妻の病	経済問題	その他
	実数	%										
総 数	1,032	100	29	1	12	13	9	35	8	9	38	21
区 部	153	100	28	2	7	13	4	37	5	9	43	14
市 部	591	100	30	2	12	12	8	37	8	7	39	22
郡 部	288	100	28	1	13	16	15	30	8	13	32	24

注) 理由が2つ以上あるものがあるので、各欄の合計は100%を上回る。

参考までに昭和33年中に家庭裁判所で取扱つた離婚申立についてその申立原因を見ると、第26表のとおり、総数15,083件(このうち婚姻解消の成立したものは44%)のうち不貞が最も多く26%、性格相違がこれに次ぎ24%、虐待が14%、浪費が9%、遺棄、経済破綻がそれぞれ6%、疾病、尊属との不和がそれぞれ5%となつており、協議離婚の今回の調査と比較してやや異なる様相を呈している。

この調査にあらわれた離婚理由の中では「妻に愛人が出来た」ものが、家庭裁判所の離婚申立原因における「妻の不貞」と比べて著しく低い。これは、この調査が離婚届提出時から約2年経過していることと、不能票中の再婚者の割合が高いこと(28%)、からみて、自分に「愛人が出来た」ことを理由として離婚したものはこの調査が行なわれる時までには再婚してしまつていて、調査にはあらわれてこなかつたものと思われる。

第26表

家庭裁判所への申立原因別離婚申立件数

(昭和33年1月～12月)

申立原因別	総 数		不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格相違	尊属との不和	経済破綻	その他
	実数	%										
総 数	10,408	100	26	14	6	9	1	5	24	5	6	4
妻申の立	10,408	100	29	20	7	11	2	2	15	3	8	3
夫申の立	388	100	8	1	0	1	—	22	8	43	1	16
妻申の立	3,899	100	19	1	4	4	0	9	49	6	2	6
夫申の立	388	100	27	5	6	3	1	6	20	12	8	12

注) 申立総件数15,083件中婚姻解消の成立したものは6,424件(44%)である。(最高司法統計年報)

なお、この調査において「妻に愛人ができた」ことを理由としてあげたものは、地域別では区部に、家族形態別では近代型に、結婚の仕方別では恋愛結婚に多くみられる。

次に離婚理由を地域別に見ると、第25表のとおり、区部及び市部では経済問題や性格のちがひによるものの割合が郡部に比べて多いのに対し、郡部では夫以外の家族関係の不調や「夫の虐待」「妻の病気」等を理由とするものの割合が区部、市部に比較して多い。

又、婚姻継続期間及び年齢と離婚理由との関係を見ると、第27表のとおり、継続期間が短く、年齢の若

第27表 離婚理由(婚姻継続期間及び離婚時の年齢階級別)

婚姻継続期間及び年齢別	総 数		夫に愛人ができた	妻に愛人ができた	夫が虐待した	夫の親や兄弟と折合いが悪かつた	夫の家の家風に合わなかつた	夫と性格が合わなかつた	夫の病	妻の病	経済問題	その他
	実数	%										
総 数	1,032	100	29	1	12	13	9	35	8	9	38	21
1才未満	1	100	—	—	—	—	—	100	—	—	100	100
1才～5才	38	100	8	3	5	11	8	53	11	11	24	34
6才～10才	71	100	11	—	7	17	14	51	4	7	18	21
11才～15才	351	100	21	1	11	20	14	35	7	9	36	23
16才～20才	258	100	35	2	11	9	6	29	9	9	40	21
21才～25才	156	100	38	2	17	13	7	38	7	8	46	19
26才～30才	72	100	36	3	14	4	4	35	10	11	46	25
31才～35才	82	100	49	1	12	6	2	32	6	6	39	21
36才以上	3	100	67	—	—	33	—	—	—	—	33	—
20才未満	7	100	—	—	29	14	—	43	14	—	14	29
21才～25才	447	100	22	1	9	19	14	37	7	11	33	20
26才～30才	388	100	33	2	13	10	8	36	9	7	43	21
31才～35才	118	100	42	2	13	5	2	32	6	6	37	25
36才～40才	57	100	40	—	16	9	4	26	5	14	42	30
41才～45才	12	100	42	8	17	—	—	17	—	—	25	17
46才以上	3	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 理由が2つ以上あるものがあるので各欄の合計は100%を上回る。

いものでは「夫と性格が合わなかつた」ことを理由としているものが多いのに対し、婚姻継続期間が長く、又年齢が高くなるにつれて、経済問題と夫に愛人ができたことを理由としているものが多い傾向が見られる。又、「夫の親や兄弟と折合が悪かつた」「夫の家の家風に合わなかつた」等の理由による離婚は、結婚継続期間が短かく、年齢の若いものの方にその割合が多い。

離婚当時の家族型態と離婚理由との関係については、第28表のとおり、離婚理由のうちでも高い割合を占める「経済問題」、「夫との性格の不調」、「夫に愛人が出来た」などは家族型態の如何に拘わらず、かなり高い割合を示している。そして、それは又、近代型の家族において高率をみせている。「夫に愛人ができた」、「夫と性格が合わなかつた」という理由は、複合家族では近代型の家族と比べてやや低い割合をみせているが、夫婦だけあるいは夫婦と子どもに妻の親と兄弟が加わつた家族型態に多くみられる。又、「経済問題」では、基本家族に妻の親、又は夫の兄弟姉妹の加わつた家族に特に高くなつていゝる。又、当然のことながら、夫の系類との間の不調が原因となつてゐるものは、夫の親や兄弟と同居している場合に多いが、親や兄弟と同居していない近代型家族にもなお、夫の親や兄弟と折合が悪かつた（約10%）、夫の家の家風に合わなかつた（約5%）ものがある。

第28表 離婚理由（家族型態別）

家族型態別	総 数		夫に愛人ができた	妻に愛人ができた	夫が虐待した	夫の親や兄弟と折合が悪かつた	夫の家の家風に合わなかつた	夫と性格が合わなかつた	妻の病氣	夫の病氣	経済問題	その他
	実数	%										
総 数	1,032	100	29	1	12	13	9	35	8	9	38	21
① 夫婦だけ	159	100	19	2	11	8	4	48	12	11	38	20
①+夫婦と子ども	660	100	34	2	13	12	7	33	7	7	43	21
①+夫の親	158	100	25	1	10	28	14	32	6	13	32	23
①+妻の親	66	100	26	—	15	12	9	39	8	3	46	35
①+夫の兄弟姉妹	32	100	28	—	—	28	13	19	—	9	50	28
①+妻の兄弟姉妹	5	100	20	—	20	—	—	40	40	—	—	60
①+夫の親と兄弟姉妹	157	100	18	1	9	33	23	29	8	13	20	14
①+妻の親と兄弟姉妹	34	100	35	—	6	6	9	41	3	3	32	18
①+子ども夫婦	6	100	17	—	17	17	—	—	—	33	33	33
①+その他	63	100	38	—	5	14	11	29	5	13	30	30

注) 離婚理由が2つ以上あるものがあるので各欄の合計は100%を上回る。

次に婚姻の種類（恋愛、見合等）別に離婚理由がどのような傾向を示しているかを見ると、第27表のとおり、恋愛結婚の場合は「夫に愛人が出来た」という理由のものが最も多く（41%）、「経済問題」（40%）、「夫と性格が合わなかつた」（28%）等がこれに次いでいる。見合結婚の場合は「夫と性格が合わなかつたが」（39%）、最も多く、「経済問題」（36%）、「夫に愛人が出来た」（24%）の順になつてゐるが、又「夫の家の家風に合わなかつた」（11%）、「妻の病氣」（10%）、「夫の病氣」（9%）等の理由によるものが、他の場合に比べてやや多い。交際結婚の場合は、「経済問題」（36%）が最も多く、「夫と性格が合わなかつた」（33%）、「夫に愛人が出来た」（25%）等がこれに次いでいる。

(2) 届を出した時を知っているか

協議離婚の当事者である婦人が、届出の時を知っているか否かを質問することによつて、当事者間に

第29表 離婚理由（婚姻種別）

婚姻種別	総 数		夫に愛人ができた	妻に愛人ができた	夫が虐待した	夫の親や兄弟と折合が悪かつた	夫の家の家風に合わなかつた	夫と性格が合わなかつた	夫の病氣	妻の病氣	経済問題	その他
	実数	%										
給 数	1,032	100	29	1	12	13	9	35	8	9	38	21
恋愛結婚	293	100	41	3	12	14	6	28	7	7	40	20
見合結婚	600	100	24	1	11	14	11	39	9	10	36	22
交際結婚	124	100	25	1	15	11	9	33	5	7	36	24
その他	15	100	33	—	7	7	—	47	—	—	53	7

注) 理由が2つ以上あるものがあるので各欄の合計は100%を上回る。

充分の協議が行なわれたか否かを見るため、「離婚届を出した時のはいつ頃ですか」と質問したのに対して、第30表のとおり、大部分（93%）は出した期日を知つてゐた。しかし4%は、届を出すことは知つてゐたが、届をいつ出したか知らないと答え、又離婚届を出すことも知らず、出した時期も知らなかつたもの、即ち別居中に本人に協議なく、一方的に離婚届が提出されてしまつたものが3%あつた。これらの人々は離婚届出時から調査時までの約2年間に偶然の機会に届出の事実を知つたものも多かつたが、中には調査員の訪問によつて、はじめて離婚の事実を知つたものさえ1%あつた。

第30表 離婚届を出した時を知っているか（地域別）

地域別	総 数		出した時を知っている	届をいつ出したか知らない	届の出た時を知らなかつた		
	実数	%			計	届の出た時を知らなかつた	調査員が行くまで届出を知らなかつた
総 数	1,032	100	93	4	3	2	1
区 部	153	100	90	5	5	3	2
市 部	591	100	92	5	3	2	1
郡 部	288	100	94	3	3	2	1

注 1) は届を出すことは知つてゐたが、届をいつ出したか知らないもの。

2) は届を出すこと及び出ていることを知らなかつたが後で何らかのいきさつで調査までには知つてゐたもの。

3) は調査員が行くまで届の出ていることを知らなかつたもの。

又、これらの離婚届の出ていることを知らなかつたもののみについて、その分布をみると、地域別には、区部23%、市部48%、郡部29%である。総数との対比では第30表のとおり区部に多い。年齢別には、20才台45%、30才台23%、40才台13%、50才台16%、60才以上3%である。総数との対比では30才台に少なく、年齢の高いものが多い（第4表参照）。学歴別の割合は、小学校卒32%、高小卒23%、新制中卒及び旧制中卒が共に16%、新制高卒7%、その他と学歴なしが共に3%で、総数の学歴別割合と比べると小学校卒に多い（第6表参照）。又、離婚前に仕事をもつてゐたものの割合は39%、無業のものは61%で、調査対象者総数中の就業者の割合よりも低い。（第6表参照）

なお、これらの中には、夫が愛人をつくり、妻と別居中、妻の同意なく、届出をした例が多かつたが、妻の側では、離婚を別居の延長として受取る程度の意識しかなく「別居生活をしてゐたのだからやむを得ない」という態度のものも少なくなかつた。概して無氣力で、その殆んどが家庭裁判所その他公的機関を利用していない。このような立場に陥る婦人の意識が特に低いことは考えられるが、一般に

わが国で従来、社会的事実としての結婚破綻と、法的手続としての離婚をはつきり区別して、両者をあくまでも異なつた二つのものとしてとらえるという意識が稀薄であることを物語るものであらう。

すなわち、わが国では、離婚手続が容易であることも相俟つて、法的離婚は事実上の破綻と区別することなく、むしろその当然の延長として考えられていることが多い。離婚がすべて裁判を通して権利として請求されなければならない諸外国とは、問題意識がかなり異なっているといえよう。

(3) 離婚の話をはじめにいい出した人

「離婚の話をはじめにいい出した人は誰か」の問によつて、離婚に際してどの程度、本人の積極的な意志が働いているかをみると、第31表のとおり「本人」と答えたものが過半数を占めている。次に「夫」と答えたものが29%、「本人の親類」が9%「夫の親類」が5%、「同居家族」が4%、「その他」が3%となつている。(第31表注参照)

参考までに昭和33年中に家庭裁判所の調停によつて成立した離婚を申立人別に見ると、第32表のとおり、妻の申立によるものが74%、夫の申立によるものが26%である。

次に離婚の話をはじめにいい出した人を地域別に見ると、第31表のとおり区部と市部では本人のいい出したものの割合がそれぞれ61%及び63%で、郡部の(54%)場合よりやや多く、又郡部では、夫のいい出したものの割合が33%で、区部、市部(いずれも27%)の場合よりやや多い。同居家族がいい出した場合郡部にやや割合が高いのは家族型態の項でみた様に同居家族が多いので当然と思われるが、本人及び夫の親類からいい出した場合は、いずれの地域もほぼ同率となつている。

次に離婚理由別にこの状況を見ると、第33表のとおり「夫と性格が合わなかつた」「経済問題」「妻に愛人ができた」等の理由による離婚は、他の場合に比べて、本人がいい出した割合が高く、夫がはじめにいい出した場合は「夫に愛人ができた」「妻に愛人ができた」「妻の病気」等の理由によるものが比較的多い。「夫の親や兄弟と折合が悪かつた」「夫の家風に合わなかつた」「妻の病気」等の理由による離

第31表 離婚の話をはじめにいい出した人(地域別)

地域別	総数		本人	夫	同居家族	本人の親類	夫の親類	その他
	実数	%						
総数	1,032	100	60	29	4	9	5	3
区部	153	100	61	27	3	8	6	6
市部	591	100	63	27	3	9	5	3
郡部	288	100	54	33	5	8	6	1

注) 回答が重複しているものがあるので各欄の合計は100%を上廻る。

第32表 調停離婚の申立人
(昭和33年1月~12月)

総数		夫の申立	妻の申立
実数	%		
件	%	%	%
6,424	100	26	74

(司法統計年報)

婚が同居家族や夫の親類からいい出されている割合の多いのも特徴的である。

第33表 離婚をはじめにいい出した人(離婚理由別)

離婚理由別	計		本人	夫	同居家族	本人の親類	夫の親類	その他
	実数	%						
総数	1,032	100	60	29	4	9	5	3
夫に愛人ができた	302	100	51	44	2	6	3	3
妻に愛人ができた	14	100	64	36	—	—	—	—
夫が虐待した	121	100	60	31	3	11	8	3
夫の親や兄弟と折合が悪かつた	138	100	53	25	12	6	15	1
夫の家風に合わなかつた	96	100	56	23	10	8	13	—
夫と性格が合わなかつた	364	100	72	28	1	5	3	1
夫の病気	77	100	58	21	4	13	7	3
妻の病気	90	100	44	32	10	10	14	3
経済問題	397	100	65	21	4	13	3	3
その他	219	100	64	22	6	5	4	2

注) 離婚理由が2つ以上あるものは重複しているので、各欄の合計はいずれも100%を上廻る。

(4) 離婚について相談した人

離婚について、誰かと相談したかどうかについては、第34表のとおり「相談した」と答えたものが、総数の73%を占め、残る27%が「誰にも相談しなかつた」と答えている。相談した相手としては、「本人の親類即ち本人の親、兄弟姉妹その他の親類が大部分(62%)を占め、その外、仲人(8%)、夫の親類(4%)、友人(2%)知人(2%)等となつている(第32表注参照)。

第34表 離婚について相談したか否か(地域別)

地域別	総数		相談した							相談しなかつた
	実数	%	計	本人の親類	夫の親類	友人	知人	仲人	その他	
総数	1,032	100	73	62	4	2	2	8	5	27
区部	153	100	78	65	5	3	6	3	3	22
市部	591	100	71	60	5	2	1	9	6	29
郡部	288	100	75	65	1	0	2	8	5	25

注) 相談した人の内訳は重複しているので各欄の合計は「計」を上廻る。

(5) 誰と誰の話し合いで離婚がきまつたか

離婚のことは主に誰と誰の話し合いできまつたか」の問に対しては、第35表のとおり当事者である「本人と夫」が過半数の58%を占めているが、本人を交えず、当事者の親同志の話し合いできまつたも

第35表 誰と誰の話し合いで離婚がきまつたか(地域別)

地域別	総数		本人と夫	本人の親と夫の親	本人の親と夫	仲人	本人と夫の親	本人と夫の兄弟	夫の一方的	その他
	実数	%								
総数	100	58	14	11	5	2	1	2	2	23
区部	100	68	14	9	3	2	1	1	1	14
市部	100	59	12	10	5	1	1	1	1	25
郡部	100	51	17	12	4	1	0	2	2	24

注) 内訳が重複しているので各欄の合計はそれぞれ100%を上廻る。

の(14%)、本人の親と夫(11%)や、夫の一方的な処置による場合も見受けられる(第35表注参照)。

(6) 万事とりしきつてくれた人

「離婚の話をまとめて、万事とりしきつてことをはこんでくれた人があつたか」の問に対して、第35表のとおり「あつた」と答えたものが過半数の61%を占め、「なかつた」ものが39%となつている。「万事とりしきつてくれた人」の内訳をみると、本人の親類が総数の36%で最も多く、仲人が16%、その他夫の親類、友人、知人等となつている。

これを地域別に見ると、第36表のとおり区部、市部に比べ郡部の方が「とりしきつてくれた人」が「あつた」と答えたものの率が高く、その内訳も「仲人」と答えているものの率が区部、市部に比べて高い。

又、婚姻の種類別にこれを見ると、第36表のとおり見合結婚の場合に「は万事とりしきつてくれた人」が「あつた」と答えたものの割合が、恋愛結婚の場合に比べてかなり高く、又「とりしきつてくれた人」として、「仲人」の割合はるかに高い。

なお、「万事とりしきつてくれた人に対してどう思つたか」の問に対して、第37表のとおり68%のものは「ありがた」いと思つたと答えているが、「迷惑に思つた」と答えているもの8%ある。

第36表 万事とりしきつてくれた人の有無(地域及び婚姻種別)

区 分		総 数		あ つ た							なかつた
		実 数	%	計	本人の親類	夫の親類	友 人	知 人	仲 人	その他	
地域別	総 数	1,032	100	61	36	7	3	2	16	6	39
	区 部	153	100	56	32	6	2	3	14	7	44
	市 部	591	100	60	37	6	3	2	14	6	40
	郡 部	288	100	65	37	7	1	2	22	6	35
婚姻種別	恋愛結婚	293	100	53	34	4	4	3	8	5	47
	見合結婚	600	100	65	37	7	2	1	21	6	35
	交際の結婚	124	100	68	36	7	2	3	14	9	37
	その他	15	100	60	33	7	7	—	—	13	40

注)「万事とりしきつてくれた人」の内訳は重複しているので各欄の合計は「計」を上回る。

第37表 万事とりしきつてくれた人に対してどう思つたか(地域別)
(万事とりしきつてくれた人があつたものについて)

地 域 別	あつたと答えた人の総数		ありがた と思つた	迷 惑 に 思 つ た	そ の 他	不 明
	実 数	%				
総 数	630	100	68	8	18	6
区 部	86	100	67	12	16	5
市 部	356	100	70	5	19	6
郡 部	188	100	67	10	18	5

(7) 離婚をはつきり承諾していたか

次に、離婚届が出されたとき、本人が離婚することをはつきり承諾していたかどうかについては、離婚の話を本人からいい出したものは前述のとおり60%であるが本人以外からいい出したもの40%のうち

29%がはつきり承諾していたと答え、はつきりとは承諾していなかつたものを含め、全体の約1割が離婚について承諾していなかつたと答えている(第38表)。離婚の話を本人以外からいい出した場合に限定して見ると、「はつきり承諾していた」と答えたものが、第39表のとおり74%、「はつきりとは承諾していなかつた」(条件次第では承諾するといつていた処、条件がきまらないうちに届が出された場合を含む)と答えたものが10%、「全然承諾していなかつた」と答えたものが8%合せて2割近くのものは、妻である本人が充分納得しないうちに離婚が行われているといえる。

これを地域別に見ると、特に著しい差異は見られないが、離婚の話をいい出した人(本人以外)の種類別に見ると、第40表のとおり「同居家族」又は「本人の親類」がいい出した場合には、「はつきりと承諾していた」ものの割合が比較的高く、いずれも88%を占め、又「はつきりとは承諾していなかつた」ものと「全然承諾していなかつた」ものの両者を合わせた割合も7%ないし8%と比較的低くなつているが、「夫の親族」がいい出した場合には、「はつきりと承諾していた」ものの割合が64%と比較的低

第38表 離婚に対する承諾の仕方(地域別)

	総 数		本人から 離婚をい い出した もの	離婚を本人以外からいい出したもの					
	実 数	%		計	はつきり 承諾して いた	はつきり とは承諾 していな かつた	全然承諾 していな かつた	そ の 他	不 明
総 数	1,032	100	60	40	29	4	3	3	1
地 域 別									
区 部	153	100	61	39	28	5	3	3	—
市 部	591	100	63	37	28	3	2	3	1
郡 部	288	100	54	46	33	6	5	2	0

第39表 離婚をはつきり承諾していたか否か(地域別)
(離婚を本人以外がいい出したものについて)

地 域 別	離婚を本人以外からいい 出した数		はつきり承諾 していた	はつきりとは 承諾していな かつた	全然承諾して いなかつた	そ の 他	不 明
	実 数	%					
計	410	100	74	10	8	6	2
区 部	59	100	71	14	8	7	—
市 部	218	100	75	8	6	7	4
郡 部	133	100	71	12	11	5	1

第40表 離婚をはつきり承諾していたか否か(離婚の話をいい出した人別)
(離婚を本人以外がいい出したものについて)

離婚の話を いい出した 人 別	離婚を本人以外からいい 出した数		はつきりと承 諾していた	はつきりとは 承諾していな かつた	全然承諾して いなかつた	そ の 他	不 明
	実 数	%					
計	410	100	74	10	8	6	2
夫	294	100	74	10	8	5	3
同居家族	40	100	88	5	2	5	—
本人の親類	91	100	88	7	1	4	—
夫の親族	53	100	64	15	17	4	—
そ の 他	26	100	77	4	4	11	4

注) 離婚の話をいい出した人が本人の場合を除く。

第 41 表

離婚をはつきり承諾していたか否か（離婚理由別）
（離婚を本人以外が言い出したものについて）

離婚理由別	離婚を本人以外が言い出した数		はつきりと承諾していた		はつきりとは承諾していなかった		全然承諾していなかった		その他		不明	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
計	410	100	74	18	10	2	8	2	6	2	2	2
夫に愛人ができた	148	100	74	7	10	7	10	7	7	2	2	2
妻に愛人ができた	5	100	80	—	—	20	—	—	20	—	—	—
夫が虐待した	48	100	73	11	10	4	2	4	2	2	2	2
夫の親や兄弟と折合が悪かった	66	100	76	12	7	3	2	3	2	2	2	2
夫の家の家風に合わなかった	41	100	73	10	12	3	2	3	2	2	2	2
夫と性格が合わなかった	101	100	78	9	7	3	3	3	3	3	3	3
夫の病気が原因	32	100	78	13	3	—	6	—	6	—	6	—
妻の病気が原因	50	100	68	14	8	10	—	10	—	10	—	—
経済問題	131	100	76	11	7	5	1	5	1	1	1	1
その他	84	100	72	8	11	7	2	7	2	2	2	2

く、これに対して「はつきりとは承諾していなかった」ものと、「全然承諾していなかった」ものとを合わせた割合が32%とかなり高い率を示している。

次に離婚理由別に見ると、第38表のとおり、「はつきりと承諾していた」ものの割合が特に低いのは「妻の病気」の場合で、68%を示し、「はつきりとは承諾していなかった」ものと「全然承諾していなかった」ものの割合が合計22%とかなり高くなっている。その他特に著しい差異はみられないが、「夫が虐待した」「夫の家の家風に合わなかった」等の理由によるものは、「はつきりと承諾していた」ものの率が、他の場合に比べてやや低い。

(8) 離婚届の記名、捺印

離婚に対して本人が積極的な意志を持っていたかどうかを、離婚届の記名のしかたによつて見ると、第42表のとおり自分で署名したと答えたものは総数中62%、自分で署名しなかったと答えたものは38%となっている。又捺印については、自分でしたものの66%に対し、自分でしなかったものは34%である。

これを地域別に見ると、第42表のとおり自分で署名したものの率が、区部は70%で最も高く、次いで市部が62%、郡部が56%となっている。自分で捺印したものの率も大体同じで、区部、市部、郡部の順になっている。

又、離婚をはつきり承諾していたか否かの別によつて、記名、捺印の状況をみると、第43表のとおり、離婚の話を本人が言い出した場合は、本人以外から言い出した場合に比べて、自分で記名、捺印し

第 42 表

離婚届に自分で記名、捺印したか（地域別）

地域別	総数		名前を			判を		
	実数	%	自分で書いた	自分で書かなかった	不明	自分で押した	自分で押さなかった	不明
総数	1,032	100	62	38	0	66	34	0
区部	153	100	70	28	2	69	27	4
市部	591	100	62	38	—	67	33	—
郡部	288	100	56	44	—	61	39	—

第 43 表

離婚届に自分で記名、捺印したか（離婚に対する承諾の仕方別）
（離婚を本人以外が言い出したものについて）

離婚に対する承諾の仕方別	離婚を本人以外が言い出した数		名前を			判を		
	実数	%	自分で書いた	自分で書かなかった	不明	自分で押した	自分で押さなかった	不明
総数	1,032	100	62	38	0	66	34	0
本人から言い出したもの	622	100	67	33	—	70	30	0
離婚の話を本人以外から言い出したものの計	410	100	53	46	1	59	40	1
はつきりと承諾していた	302	100	62	38	0	68	31	1
はつきりとは承諾していなかった	41	100	32	68	5	44	54	2
全然承諾していなかった	33	100	12	88	—	15	85	—
その他	25	100	36	64	—	36	64	—
不明	9	100	67	33	—	67	33	—

たものの割合が高い。そして、「はつきりとは承諾していなかった」ものは過半数が自分で記名、捺印しておらず、「全然承諾していなかった」ものは大部分(85%以上)のものが自分で記名、捺印していない。

4. 離婚の条件（財産分け、慰養料、子の措置等）について

(1) 離婚条件のとりきめの有無と内容

「離婚に際し、財産分けや慰養料、子どもの措置等について夫側と何かとりきめをされましたか」の問に対して、第44表のとおり「とりきめをしなかった」と答えたものが過半数(59%)を占め、「とりきめをした」ものは41%となっている。とりきめの内容としては、「子の措置について」が最も多く、とりきめをしたものの過半数を占めている。この外「財産分けや慰養料について」「離婚後の生活費について」「離婚後の住居について」等のとりきめを行なっている。(第44表注参照)

これを地域別に見ると、とりきめの有無及び内容別の割合は、区部市部郡部の間に著しい差異はみられないが、結婚継続期間別に見ると、第45表のとおり、期間が1年以上のものは、とりきめをしたものの割合が、いずれも40%を上回っているが、1年未満のものはとりきめをしたものの割合が18%にすぎない(第45表注参照)。

又、離婚当時の子どもの有無別に見ると、第46表のとおり、子どものある場合は、とりきめをしたものの割合がいずれも40%を上回っているが、子どものない場合にはその割合が低く、27%となつてい

第 44 表

離婚条件のとりきめの有無と内容（地域別）

地域別	総数		とりきめをした						何もとりきめなかった
	実数	%	計	財産分けや慰養料について	離婚後の生活費について	離婚後の住居について	子どもの措置について	その他	
総数	1,032	100	41	15	5	4	25	4	59
区部	153	100	42	14	5	6	22	3	58
市部	591	100	41	15	6	4	27	4	59
郡部	288	100	40	17	8	3	24	5	60

注)「とりきめ」の内容が重複しているものがあるのでとりきめ内容の各欄の合計は「計」を上回る。

る。とりきめの内容は、子どものある場合には、子どもの措置についてのとりきめが大部分を占めているが、子供のいない場合には財産分けや慰養料についてとりきめられた率が比較的高い(第46表参照)。

第45表 離婚条件のとりきめの有無と内容(婚姻継続期間別)

婚姻継続 期間別	総 数		とりきめをした						何もとり きめなかつた
	実 数	%	計	財産分け や慰養料 について	離婚後の 生活費に ついて	離婚後の 住居につ いて	子の措置 について	その他	
総 数	1,032	100	41	15	5	4	25	4	59
1 年 未 満	110	100	18	10	2	—	2	6	82
1 年～5 年 未 満	351	100	42	17	3	1	25	4	58
5 年～10 年 未 満	258	100	47	17	5	6	31	5	53
10 年～15 年 未 満	156	100	41	13	8	3	31	1	59
15 年～20 年 未 満	72	100	42	12	7	10	32	4	58
20 年 以 上	82	100	45	18	6	11	24	4	55
不 明	3	100	100	33	33	33	33	—	—

注)「とりきめ」の内容が重複しているものがあるので、とりきめ内容の各欄の合計は「計」を上回る。

第46表 離婚条件のとりきめの有無と内容(子どもの数別)

子どもの数別	総 数		とりきめをした						何もとり きめなかつた
	実 数	%	計	財産分け や慰養料 について	離婚後の 生活費に ついて	離婚後の 住居につ いて	子の措置 について	その他	
総 数	1,032	100	41	15	5	4	25	4	59
な し	340	100	27	18	4	2	2	6	73
1 人	331	100	48	17	3	4	36	3	52
2 人	192	100	49	9	9	5	39	3	51
3 人	95	100	43	14	5	6	33	3	57
4 人	41	100	46	16	5	15	32	5	54
5 人	24	100	46	13	8	—	42	4	54
6 人 以 上	9	100	78	11	—	22	56	11	22

注)「とりきめ」の内容が重複しているものがあるので、とりきめ内容の各欄の合計は「計」を上回る。

次に離婚に際して万事とりしきつてくれた人の有無別にとりきめの状況をみると、第47表のとおり万事とりしきつてくれた人があつた場合は、なかつた場合より、離婚条件についてとりきめをしたものの

第47表 離婚条件のとりきめの有無と内容(万事とりしきつてくれた人の有無別)

区 分	総 数		とりきめをした						何もとり きめなかつた
	実 数	%	計	財産分け や慰養料 について	離婚後の 生活費に ついて	離婚後の 住居につ いて	子の措置 について	その他	
総 数	1,032	100	41	15	5	4	25	4	59
計	630	100	45	19	5	4	26	4	55
本人の親類	373	100	45	19	5	4	27	4	55
夫の親類	67	100	48	22	8	5	28	5	52
友人	26	100	42	4	8	—	35	—	58
知 人	21	100	52	24	10	14	19	—	48
仲 人	165	100	42	22	4	1	19	6	58
そ の 他	65	100	39	20	5	5	29	3	61
な かつた	402	100	35	9	5	5	24	4	65

注)「とりきめ」の内容が重複しているものがあるので、とりきめ内容各欄の合計は「計」を上回る。

割合が高く、特に財産分けや慰養料についてとりきめた割合は前者の方が相当高い。

(2) とりきめの方法

離婚条件についてとりきめをしたと答えたものに対して、「そのとりきめは契約書のような書きものにしましたか」と質問したのに対し、第48表のとおり「書きものにした」と答えたものは僅か29%で、「書きものにしなかつた」ものの方が過半数を占めている(66%)。これを地域別に見ると、書きものにしたものの割合が、区部では31%、市部では30%、郡部では25%と郡部になる程その割合が低くなっている。

第48表 とりきめを書きものにしたか否か(地域別)
(とりきめをしたものについて)

地 域 別	とりきめをしたものの数		書きものに した	書きものに しなかつた	そ の 他	不 明
	実 数	%				
計	423	100	29	66	4	1
区 部	64	100	31	58	8	3
市 部	245	100	30	66	4	—
郡 部	114	100	25	69	3	3

又、「そのとりきめには誰か証人をお立てになりましたか」の問に対して、第49表のとおり「証人をたてた」と答えたものは、とりきめをしたものの49%で、「証人を立てなかつた」もの(46%)よりやや多い。又これを地域別に見ると、証人を立てたものの割合は、区部より市部、郡部になるにつれて高くなっている。

第49表 とりきめに証人を立てたか(地域別)
(とりきめをしたものについて)

地 域 別	とりきめをしたものの数		証人を立てた	証人を立てな かつた	そ の 他
	実 数	%			
計	423	100	49	46	5
区 部	64	100	42	50	8
市 部	245	100	49	46	5
郡 部	114	100	51	43	6

(3) とりきめに対する当事者の態度

とりきめに対する当事者の態度として、そのとりきめは守られたか否かの質問に対し、第50表のとおり「守られた」と答えたものは総数中62%であるが、「全然守られなかつた」と答えたものも16%あり、

第50表 とりきめは守られたか(地域別)
(とりきめをしたものについて)

地 域 別	とりきめをしたものの数		守られた	いくらか 守られた	全然守られ なかつた	そ の 他
	実 数	%				
計	423	100	62	14	16	8
区 部	64	100	61	11	20	8
市 部	245	100	63	13	17	7
郡 部	114	100	62	18	10	10

「いくらか守られた」と答えたもの(14%)と合せて30%となっている。

これを地域別に見ると、「守られた」と答えたものの割合は、地域間に大きな差はないが、「いくらか守られた」と答えたものは区部より市部、郡部になる程多く、「全然守られなかつた」と答えたものは反対に郡部より市部、区部になる程多くなっている。

又、とりきめの内容別にこの状況を見ると、第51表のとおり「財産分けや慰籍料について」とりきめたものについては「守られた」と答えたものの割合が67%で比較的高く、「いくらか守られた」と答えたものが17%、「全然守られなかつた」12%であるが、「離婚後の生活費について」のとりきめは「守られた」と答えたものの割合が36%で低く、「いくらか守られた」(20%)「全然守られなかつた」(30%)の両者を合せて50%となっている。「離婚後の住居について」のとりきめは守られたものが57%、「子供の措置について」は守られたものが63%である。

第 51 表 とりきめは守られたか(とりきめの内容別)
(とりきめをしたものについて)

とりきめの内容別	とりきめをしたものの数		守られた	いくらか 守られた	全然守ら れない	そ の 他
	実 数	%				
計	423	100	62	14	16	8
財産分けや慰籍料について	157	100	67	17	12	4
離婚後の生活費について	50	100	36	20	30	14
離婚後の住居について	42	100	57	24	10	9
子供の措置について	261	100	63	14	17	6
そ の 他	41	100	49	17	15	19

又、「あなたはそのとりきめに満足なさいましたか」の問に対して、第52表のとおり「満足した」と答えたものは、とりきめをしたもののうち36%で、「満足しない」と答えたもの(43%)の方が多い。

これを地域別に見ると、区部では「満足した」と答えたものが41%で、「満足しない」と答えたもの(37%)より多くなっているが、市部、郡部では「満足しない」と答えたものの方が多い。

第 52 表 とりきめに満足したか否か(地域別)
(とりきめをしたものについて)

地 域 別	とりきめをしたものの数		満 足 し た	満 足 し ない	そ の 他
	総 数	%			
計	423	100	36	43	21
区 部	64	100	41	37	22
市 部	245	100	36	42	22
郡 部	114	100	35	48	17

(4) 分与をうけたものの種類とうちわけ

離婚に際して、本人が夫の側からまとまつたお金や財産の一部をわけてもらつたか否かの問に対して第53表のとおり「わけてもらつた」と答えたものの割合は僅か18%で、大部分(73%)のものは「何もわけてもらわない」と答えている。又、わけてもらつたものの内訳については「お金」と答えたものが14%で「分けてもらつた」と答えたものの大部分を占め、その他家屋、田畑、土地、家財等となっている。

第 53 表 財産分与の有無と内容(地域別)

地 域 別	総 数		わ け て も ら つ た							何もわけ てもらわ ない	その他
	実 数	%	計	お 金	家 屋	田 畑	土 地	家 財	その他		
総 数	1,032	100	18	14	2	1	1	1	1	73	9
区 部	153	100	24	17	4	—	1	1	1	66	10
市 部	591	100	16	13	2	1	1	1	1	75	9
郡 部	288	100	20	16	2	2	1	1	0	71	9

注) わけてもらつたものの内訳が重複しているのでその合計は「計」を上回る。

又、「お金をわけてもらつた」ものについて、その金額を見ると、第54表のとおり1万円未満のものが調査対象総数中1%、1万円から3万円未満のものが2%、3万円から5万円未満のものが2%、5万円から10万円未満のものが3%で、10万円未満のものが総数の8%、「お金を分けてもらつた」と答えたものの半数以上を占めている。又、慰籍料をもらつた金額が10万円未満のものの割合は郡部に多い。

第 54 表 財産分与の有無と慰籍料の金額(地域別)

地域別	総 数		何も もら わな い	分 け て も ら つ た											そ の 他				
	実数	%		計	お 金 を わ け た	金 額										不 動 産 等			
						1万円未満											100万円以上	不明	
						1万円未満	1万円3万円未満	3万円5万円未満	5万円10万円未満	10万円20万円未満	20万円30万円未満	30万円50万円未満	50万円100万円未満	100万円以上					
総 数	1,032	100	73	18	14	1	2	2	3	3	1	1	1	0	0	6	9		
区 部	153	100	67	23	16	1	2	2	2	5	1	1	1	—	1	7	10		
市 部	591	100	75	16	13	1	2	2	2	3	2	0	1	0	0	5	9		
郡 部	288	100	71	20	16	2	2	3	4	3	0	1	1	0	0	7	9		

注) 分けてもらつたものの内訳が重複しているので合計は「計」と一致しない。

なお、参考までに昭和33年中に家庭裁判所で取扱つた離婚申立事件について、その調停による財産分与、慰籍料決定額を見ると第55表のとおり1万円以下のものが4%、3万円以下と5万円以下のものがそれぞれ11%、10万円以下のものが15%で、10万円以下のものが合計41%を占め、10万円をこえるものは20%にすぎない。又、支払不要が37%を占めている。

第 55 表 調停による財産分与、慰籍料決定額

(昭和33年1月～12月)

総 数		支払不要	1万円 以下	3万円 以下	5万円 以下	10万円 以下	20万円 以下	30万円 以下	50万円 以下	100万円 以下	100万円 をこ える	換 算 相 当 額	換 算 相 当 額
実 数	%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
6,424	100	37	4	11	11	15	11	4	3	1	1	2	0

昭和33年司法統計年報

(5) 子 の 措 置

すでに「離婚前の当事者と家族の状況」の項でのべたとおり離婚当時子どものあつたものは67%であつたが、親権者を決定すべき未成年の子のあるものは61%である。それらの子の年齢をみると、第56表

のとおり子ども総数1,182人のうち6才以上15才未満のものが60%で最も多く、1才以上6才未満のものが26%、15才以上20才未満のものが14%である。離婚にさいして、これらの未成年の子の親権者となつたのは第57表のとおり夫29%、妻39%である。地域別にみると、区部では妻が親権者となつたものの割合が他と比べてやや高い。

第56表 未成年の子の年齢別子ども数

未成年の子の総数		0才～1才	1才～6才	6才～15才	15才～20才	不 明
実 数	%	未 満	未 満	未 満	未 満	%
1,182	100	0	26	60	14	0

第57表 未成年の子の有無と子の親権者（地域別）

地 域 別	総 数		未成年の子あり	子の親権者		未成年の子なし	不 明
	実 数	%		夫	妻		
総 数	1,032	100	61	29	39	37	2
区 部	153	100	56	23	41	39	5
市 部	591	100	63	31	39	36	1
郡 部	288	100	58	27	39	39	3

注) 子どもが2人以上ある場合は子の親権者が夫と妻のそれぞれに亘っていることがあるので、「子の親権者」欄の合計は「未成年の子あり」欄の数を上回る。

子の親権者は以上のように妻の側にやや多く決定しているが、実際の監護者として現在子どもは誰といつしよに暮しているかをみると、子の総数の60%は母親（本人）と暮している。父親（夫）と暮しているものは24%、その他15%、不明1%となつている。「その他」のうちわけは、本人の親類、夫の親類、他人等である（第59表）。

又、子どもの年齢といつしよに暮している人との関係をみると、第59表のとおり、父親と暮しているものは1才～6才の年齢層に多く、母親と暮しているものは、0才～1才および6才～15才に多い、その他の人と暮しているのは15才～20才に多い。

次に父母以外の人とくらしている子ども（第59表で「その他」に属するもの）181人について、その子どもの養育費を誰が負担しているかをみると、第61表のとおり、本人が負担している場合が28%、預つて人26%、夫は6%にすぎない。又、これを地域別にみると、本人が養育費を負担している割合が、区部20%、市部27%、都部32%と、都会地より郡部の方がその割合が高い。

第58表 未成年の子が誰といつしよに暮しているか（地域別）

地 域 別	未成年の子の総数		本 人	夫	そ の 他					不 明
	実 数	%			計	本人の親類	夫の親類	他 人	その他	
総 数	1,182	100	60	24	15	3	1	1	8	2
区 部	153	100	45	15	9	4	1	—	3	1
市 部	683	100	62	24	13	2	1	0	8	2
郡 部	340	100	34	16	13	3	1	2	6	1

第59表 未成年の子が誰といつしよに暮しているか（子どもの年齢別）

年 令 別	未成年の子の総数		本 人	夫	そ の 他	不 明
	実 数	%				
計	1,182	100	60	24	15	1
0～1才未満	3	100	67	—	33	—
1～6 "	311	100	55	28	17	0
6～15 "	707	100	64	24	12	0
15～20 "	158	100	53	22	24	1
不 明	3	100	33	33	—	33

第60表 他へ預けてある子どもの養育費負担者（地域別）
（第58表で「その他」の人と暮している子どもについて）

地 域 別	他へ預けてある子どもの数		本 人	夫	預かつて いる人	そ の 他	不 明
	実 数	%					
計	181	100	28	6	26	31	9
区 部	20	100	20	10	45	15	10
市 部	92	100	27	5	20	32	16
郡 部	69	100	32	6	27	35	—

5. 離婚後の生活

(1) 同居家族

調査対象者が現在一緒にくらしているものは第61表のとおり、本人の子供、母、父が多く、本人の兄弟姉妹（その家族も含めて）とくらしているものもかなりある。地域による差はあまりみられないが、郡部では本人の父母とくらしているものの割合が他と比べてやや高い。

家族形態別にみると、親兄弟と共にくらしている複合家族世帯が多いが、離婚後実家等に入らず単独あるいは本人と子どものみでくらしているものも、それぞれ19%ある。単独でくらしているものの場合

第61表 同 居 家 族

	総 数		本人の父	本人の母	本人の兄弟姉妹	本人の兄弟姉妹及びその家族	その他本人の親類及びその家族	友人・知人及びその家族	本人の子ども	その他
	実 数	%								
総 数	1,032	100	26	35	11	16	2	1	37	14
区 部	153	100	24	31	9	20	—	—	33	13
市 部	591	100	25	34	11	16	1	1	41	12
郡 部	288	100	28	37	10	19	2	1	32	17

同居者が重複するので各項目の合計は総数と一致しない。

第62表 離 婚 後 の 家 族 型 態

	総 数		単 独 世 帯	本人と子どものみの世帯	複合家族世帯
	実 数	%			
総 数	1,032	100	19	19	62
区 部	153	100	18	18	64
市 部	591	100	20	22	58
郡 部	288	100	19	13	68

は、地域別の差はあまりみられないが、本人と子どものみでくらしているものでは、区部18%、市部22%に対し郡部は13%で市部に多い(第62表)。

(2) 離婚後の苗字

夫婦は結婚によつて夫又は妻の苗字を称するが、離婚の場合は、結婚に際して苗字を改めた方が、前の苗字にもどることとなつている。本調査対象者中、離婚後苗字の変つたものは第63表のとおり85%で、変らないものは15%である。

苗字の変つたものが日常生活で苗字を使う場合、変つた苗字を使っているか、離婚前の苗字を使っているかをみると、第64表のとおり90%のものが変つた後の戸籍上の苗字を使っている。離婚前の苗字を使っているものは7%である。郡部では変つたものの割合は他地域に比べて低かつたが、変つた苗字を使っているものは他地域より高い。

苗字が変更し、かつ雇用者であるものが、つとめ先では離婚後の戸籍上の苗字でよばれているか、離婚前の苗字でよばれているかをみると、第65表のとおり84%が戸籍上の苗字でよばれており、知りあいに手紙を出す時に戸籍上の苗字を使っているものと比べると6%少なくなつている。つとめ先で離婚前の苗字でよばれているものは9%で、知りあいに手紙を出す時、離婚前の苗字を使っているもの7%と比べるとやや多くなつている。「その他」は名前、通称などでよばれているものである。

第63表 苗字変更の有無(地域別)

		総 数		変 っ た	変 ら な い
		実 数	%		
計	数	1,032	100	85	15
区 部	数	153	100	90	10
市 部	数	591	100	86	14
郡 部	数	288	100	82	18

第64表 知りあいに手紙を出すときに使っている苗字(地域別)

		苗字を変更したものの総 数		戸籍上の苗字を使っている	離婚前の苗字を使っている	そ の 他
		実 数	%			
計	数	881	100	90	7	3
区 部	数	137	100	90	7	3
市 部	数	508	100	89	8	3
郡 部	数	236	100	94	3	3

第65表 つとめ先でよばれている苗字(地域別)

		苗字が変更し、かつ雇用者であるものの総 数		戸籍上の苗字でよばれている	離婚前の苗字でよばれている	そ の 他
		実 数	%			
計	数	499	100	84	9	7
区 部	数	80	100	86	6	8
市 部	数	297	100	84	10	6
郡 部	数	122	100	84	6	10

離婚後苗字が変つた人について、苗字が変つたために困ることがあるかをみると、第66表のとおり、困ることがあると答えたもの11%、困ることなしと答えたもの86%である。困ることの理由は、「子どもと姓が異なること」、「離婚が人に知れて」などである。地域別にみると、困ることありと答えたものの割合が比較的多いのは市部の13%で、郡部は9%、区部は6%である。困ることなしと答えたものが多かったのは郡部で89%である。

第66表 苗字が変つて困つたか(地域別)

		苗字の変つた人の総 数		困 る こ と あ り							困ることなし	その他
		実 数	%	計	子どもと姓が異なること	離婚が人に知れて	書類の名義上	子どもの就職縁談	その他	不 明		
計	数	881	100	11	6	1	1	1	2	0	86	3
区 部	数	137	100	6	4	1	—	—	1	0	82	12
市 部	数	508	100	13	7	1	2	1	2	0	86	1
郡 部	数	236	100	9	6	1	—	0	2	—	89	2

(3) 離婚後の就業状況

調査対象者のうち現在仕事をもっているものは総数中84%、仕事をもっていないものは16%であり、地域による差はあまりみられない(第67表)。仕事をもっているものを就業上の地位別にみると、どの地域でも最も多いのは雇用者で、仕事をもっているものの半分以上を占めている。郡部では他と比べて雇用者の割合が低い。自営業者は総数中13%で、区、市部では商工業、サービス業が多く、郡部では農業が多い。家族従業者は地域によつて差があり、区、市部では5、6%であるのに対し、郡部では12%で、そのうち7%が農業に従事している。内職者は区部7%、市部9%、郡部11%である。

職種別雇用者

雇用者を職種別にみると、第68表のとおり雇用者総数中最も多いのはサービス業従事者38%で、次いで製造修理従事者20%、事務的職業従事者18%となつている。専門的技術的管理的職業従事者10%、日雇9%、販売従事者4%である。区部では事務的従事者の割合が高く25%で、サービス業従事者に次いで多く、製造修理従事者は逆に10%と少なくなつている。市部では製造修理従事者22%、事務的職業従事者20%とほぼ並び、専門的技術的管理的職業従事者は7%で少ない。郡部では事務的職業従事者が

第67表 現在の就業状況(地域別)

	総 数		仕 事 を も つ て い る													仕事をもっていない
			計	自 営					家 族 従 業					雇 用	内 職	
	計	農 業		商 工 業	サ ス ー ビ 業	そ の 他	計	農 業	商 工 業	サ ス ー ビ 業	そ の 他					
総 数	1,032	100	% 84	% 13	% 3	% 5	% 2	% 3	% 8	% 4	% 2	% 1	% 1	% 54	% 9	% 16
区 部	153	100	86	16	1	7	5	3	5	1	4	—	1	58	7	14
市 部	591	100	83	12	2	5	2	3	6	4	2	0	0	56	9	17
郡 部	288	100	86	15	8	5	0	2	12	7	2	1	2	48	11	14

10%で少なく、専門的技術的管理的職業従事者は15%と多くなっている。

種類別内職者

調査対象者のうち現在内職をしているものは約1割である。内職の種類別にみると地域によりかなりの差がみられる。計の中最も多いのが洋裁で42%、編物17%、和裁14%、家事手伝い13%などである。

第68表 職 種 別 雇 用 者 数

	雇用者の総数		専門的技術的管理的職業従事者	事務的職業従事者	販売従事者	製造修理従事者	サービス従事者	日 雇	不 明
	実 数	%							
計	558	100	10	18	4	20	38	9	1
区 部	89	100	11	25	5	10	38	9	2
市 部	332	100	7	20	4	22	37	9	1
郡 部	137	100	15	10	4	22	39	9	1

第69表 仕 事 の 種 類 別 内 職 者 数

	内職者の総数		編 物	洋 裁	和 裁	家事手伝い	人形作り	そ の 他	不 明
	実 数	%							
計	95	100	17	42	14	13	8	20	3
区 部	10	100	40	30	—	10	—	30	10
市 部	52	100	12	54	8	15	4	23	2
郡 部	33	100	18	27	27	9	3	12	3

各項目の合計は総数と一致しない。

第70表 離婚前の仕事の種類別現在の仕事の種類

現在		総 数		仕 事 を も つ て い る												仕事を もっていない	
				計	自 営				家 族 従 業				雇 内				
		実 数	%		計	農 業	商 工 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	計	農 業	商 工 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	用		職
離婚当時																	
仕事を もつて いた	総 数	1,032	100	84	13	3	5	2	3	8	4	2	1	1	54	9	
	計	633	100	90	15	4	6	2	3	9	6	2	1	0	56	10	
	自 営	計	113	100	85	54	16	20	9	9	5	3	2	—	1	21	4
		農 業	37	100	84	49	—	—	—	—	3	3	—	—	—	30	2
		商 工 業	46	100	87	50	—	48	2	—	11	5	4	—	2	21	5
		サ ー ビ ス 業	10	100	90	80	—	—	80	—	—	—	—	—	—	10	—
		そ の 他	20	100	80	60	—	—	5	55	—	—	—	—	—	10	10
	家 族 従 業	計	177	100	89	7	2	3	1	1	24	16	5	2	1	50	8
		農 業	103	100	89	6	3	1	—	2	27	27	—	—	—	46	10
		商 工 業	56	100	83	9	—	9	—	—	16	—	16	—	—	52	9
サ ー ビ ス 業		3	100	100	—	—	—	—	—	67	—	—	67	—	38	—	
そ の 他		15	100	93	7	—	—	7	—	20	—	—	7	13	66	—	
雇 用	計	242	100	94	4	1	2	1	0	2	2	—	—	—	84	4	
	内 職	101	100	86	13	4	6	1	2	2	1	1	—	—	36	35	
仕事を もつて いなかった		399	100	76	10	1	5	1	3	7	2	3	1	1	52	7	

地域別にみると、区部では編物、洋裁が多く、和裁や人形作りはない、市部では洋裁が半分以上を占め、その他、家事手伝いが多い、郡部では洋裁、和裁が多く、編物もかなりの割合を占めている。「その他」がどの地域でもかなりの割合を占めているが、その種類については、「離婚前の就業状況」の項で前述したものと、大体同じである(第69表)。

現在の仕事と離婚当時の仕事の関係

離婚当時仕事をもっていたもののうち、現在も仕事をもっているものは90%、もっていないものは10%である。そして、就業上の地位が自営、家族従業、雇用、内職のいずれの場合においても、離婚当時仕事をもっていたものは、その80%以上が現在も仕事をもっている。離婚当時仕事をもっていなかったものでも76%が現在は仕事をもっている。そして、離婚前自営者であつたものは、現在も自営者であるものが多く、仕事の種類も同じであることから、離婚後も後も引続き営んでいるとみられる。又、離婚前に雇用者であつたものは84%が現在も雇用者であり、自営業者、内職者になつたものは夫々4%、家族従業者は2%である。離婚前に家族従業者であつたものは現在50%が雇用者である。(第70表)

(4) 生 活 費

調査対象者は離婚後の生活費をどのように得ているかをみると、第71表のとおり、主とする収入源を自己の勤労収入によるものが70%で大部分を占め、次いで親類の援助が24%となつている。前夫からの仕送りは3%である。地域別にみると、区部では自己の勤労収入が多く、親類の援助がやや少なくなつている。郡部では親類の援助の割合が他の地域に比べて高い。生活保護をうけているものは市部7%、郡部6%、区部1%である。なお、自己の勤労収入の額は一般に少ないため、生活費を得る手段を二種類以上もつものも少なくない。

生活費を得る主たる手段を現在の仕事の有無別にみると、第72表のとおり、仕事をもっているものの場合、自己の勤労収入とするものが82%を占め、殊に雇用者と自営業者はその割合が高い。内職者の場合でも、その66%が自己の勤労収入によつている。なお、仕事をもっている場合でも、20%は親類の援助をうけている。家族従業者では親類の援助をうけているものの割合が自己の勤労収入を上廻っている。仕事をもっていないものの場合は、親類の援助が最も多く46%を占め、又、生活保護も12%となつている。

以上でわかるように調査対象者の約7割は自己の勤労収入を生計の主たる手段としているが、その収入の月額は第73表のとおりである。即ち月に5千円以上1万円未満の収入を得ているものが40%で最も

第71表 生 活 費 の 入 手 源 (地域別)

	総 数		自己の勤労収入	子供の勤労収入	貯 蓄	親類の援助	前夫からの仕送り	生活保護	そ の 他
	実 数	%							
総 数	1,032	100	70	7	2	24	3	6	18
区 部	153	100	75	9	3	20	3	1	15
市 部	591	100	70	5	2	22	3	7	19
郡 部	288	100	68	7	2	30	2	6	17

入手源が重複するので、各項目の合計は総数と一致しない。

多く、次が5千円未満20%で、1万円未満が合計60%である。区部では5千円以上1万円未満の37%に次いで1万円以上2万円未満が23%で、市部、郡部に比べ収入がやや高くなっている。収入が1万円未満のものは区部48%、市部、郡部それぞれ62%である。2万円以上収入のあるものは区部8%、市部5%、郡部4%である。なお、参考までに昭和35年の女子常用労働者の平均賃金を見ると、月額12,414円（毎月勤労統計調査）である。

第72表 生活費の入手源（現在の仕事の有無別）

	総 数		自 己 の 勤労収入	子どもの 勤労収入	貯 蓄	親 類 の 援 助	前夫から の仕送り	生活保護	そ の 他
	実 数	%							
総 数	1,032	100	70	7	2	24	3	6	18
計	870	100	82	6	2	20	3	5	15
自 営	137	100	85	10	2	15	2	3	11
家族従業	80	100	34	8	1	45	—	—	33
雇 用	558	100	91	5	1	14	3	4	13
内 職	95	100	66	7	3	39	6	3	20
仕事をもっていない	162	100	5	8	7	46	4	12	31

各項目の合計は総数と一致しない。

第73表 自己の勤労収入の金額（月額）

	生活費の入手手段が自己の 勤労収入と答えたものの数		5 千 円 未 満	5 千 円 ~ 1 万 円 未 満	1 万 円 ~ 2 万 円 未 満	2 万 円 ~ 3 万 円 未 満	3 万 円 以 上	不 明
	実 数	%						
計	723	100	20	40	17	3	2	18
区 部	114	100	11	37	23	5	3	21
市 部	414	100	20	42	18	3	2	15
郡 部	195	100	25	37	10	2	2	24

(5) もとの夫からの補助

子どもの養育費や、本人の生活費として、もとの夫から補助をうけているか否かの問に対して、第74表のとおり「うけている」と考えたものは総数中5%で、大部分のもの（92%）は「何もうけていない」と答えている。「うけている」と答えたものについて、その内訳をみると、子どもの養育費としてうけているものが多い。

これを地域別に見ると、区部、市部、郡部ともに「受けている」と答えたものの割合は極めて少なく、「うけていない」と答えたものがいずれも9%台を占め、特に区部では「受けている」と答えたものが

第74表 もとの夫から補助をうけているか（地域別）

地 域 別	総 数		う け て い る					う け て い ない	そ の 他
	実 数	%	計	養 育 費 と して	本人の生活 費として	両方をかねた ものとして	不 明		
総 数	1,032	100	5	3	0	1	1	92	3
区 部	153	100	1	—	—	1	—	90	9
市 部	591	100	6	4	0	1	1	92	2
郡 部	288	100	4	2	1	0	1	92	4

1%にすぎない。

次に、現在子どもを養育しているものについて、もとの夫からの補助の状態を見ると、第75表のとおり、「うけている」と答えたものは、総数の8%にすぎず、89%は「うけていない」と答えている。これを養育している子どもの人数別に見ると、1人の場合は「うけている」ものが6%、2人の場合は9%、3人の場合は17%と、養育している子どもの人数が多い程もとの夫からの補助をうけているものの割合が高くなっている。

第75表 もとの夫から補助をうけているか（養育している子どもの人数別）

養育している 子どもの 人数別	子どもを養育して いるものの数		う け て い る					う け て い ない	そ の 他
	実 数	%	計	養 育 費 と して	本人の生活 費として	両方をかねた ものとして	不 明		
計	427	100	8	6	0	1	1	89	3
1 人	243	100	6	5	—	1	0	92	2
2 人	120	100	9	7	—	1	1	88	3
3 人	54	100	17	7	2	4	4	76	7
4 人	9	100	—	—	—	—	—	89	11
5 人	11	100	100	100	—	—	—	—	—

次に、もとの夫からうけている補助の金額を見ると、第76表のとおり月額3,000円以上4,000円未満のものが最も多く、次いで1,000円以上2,000円未満、2,000円以上3,000円未満の順で、4,000円までのものが全体の半数以上を占めている。

又、以上の補助をいつまでうけられるか、については、第77表のとおり、「子どもが学校を卒業する

第76表 もとの夫からうけている補助の月額（補助の種類別）

補 助 の 種 類 別	補助をうけて いるものの数		1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	10,000	15,000	不 明
	実 数	%	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円以上	
計	46	100	4	16	13	13	4	9	4	4	2	26
養 育 費 と して	28	100	7	18	14	25	4	14	7	—	4	7
本人の生活費として	5	100	—	20	20	20	20	—	—	—	—	20
両方をかねたものとして	7	100	—	14	14	—	—	—	—	29	—	43
不 明	6	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100

第77表 もとの夫からうけている補助の期限（補助の種類別）

補 助 の 種 類 別	補助をうけて いるものの数		子どもが学 校を卒業す るまで	子どもが 時々	1回限り	期限なし	そ の 他
	実 数	%					
計	46	100	20	4	9	15	52
養 育 費 と して	28	100	25	7	4	14	50
本人の生活費として	5	100	—	—	60	—	40
両方をかねたものとして	7	100	29	—	—	14	57
不 明	6	100	—	—	—	33	67

まで」というものが補助をうけているものの20%、「期限なし」が15%であるが、「子どもの養育費として」うけているもののみについて見ると、「子どもが学校を卒業するまで」のものが25%、「期限なし」のものが14%となっている。

(6) 日々の暮らしに困るか

現在日々の暮らしに困っているか否かの問に対しては、第78表のとおり困っていると答えたものは、非常に困っている、又は困りがちの場合も含めて26%、困らないと答えたものが70%である。非常に困っていると答えたものは市部と郡部にそれぞれ7%、区部に2%あつた。困らないと答えたものは区部74%、市部、郡部がそれぞれ69、68%で、区部に多い。

第78表 日々の暮らしに困るか(地域別)

		総 数		非常に困つ ている	困りがち	困らない	そ の 他
		実 数	%				
総 数		1,032	100	% 6	% 20	% 70	% 4
区 部		153	100	2	17	74	7
市 部		591	100	7	20	69	4
郡 部		288	100	7	23	68	2

日々の暮らしに困るか否かを現在の仕事の有無別にみると、非常に困っているものと困りがちのものを含めて困っていると答えたものは、仕事をもっている場合24%、仕事をもっていない場合37%であるが、困らないと答えたものは、仕事をもっている場合71%、仕事をもっていない場合62%である、非常に困っていると答えたものは、仕事をもっていない場合は11%で、仕事をもっている場合5%の2倍強である(第79表)。

第79表 日々の暮らしに困るか(現在の仕事の有無別)

		総 数		非常に困つ ている	困りがち	困らない	そ の 他
		実 数	%				
総 数		1,032	100	% 6	% 20	% 70	% 4
仕 事 を も つ て い な い	計	870	100	5	19	71	5
	自 営	137	100	4	20	71	5
	家族従業	80	100	1	9	90	—
	雇 用	558	100	6	20	69	5
	内 職	95	100	10	18	66	6
	仕事をもっていない	162	100	11	26	62	1

仕事をもっているものを更に就業上の地位別にみると、非常に困っているものの割合が比較的高いのは内職者、雇用者などで、困りがちの割合も高い。困らないと答えたものは家族従業者に多い。

又、これを生活費の入手源別にみると、非常に困っていると答えたものは生活保護をうけているものに多く29%で、困りがち51%と併せると、生活保護をうけているものでは困っていると答えたものが80%を占めている。他の場合は非常に困っているものは10%に満たない。しかし、困りがちと答えたものは20%ないし30%ある。自己の勤労収入によるものや貯蓄、親類の援助、その他比較的安定した入手源

をもつものは、困らないと答えたものの割合が高い(第80表)。

調査対象者のうち現在未成年の子と一つしよにくらしているものは、全体の41%に当る427名であるが、その人々が日々の暮らしに困るか否かをみると、第81表のとおり困りがちと答えたものは30%で、非常に困っている9%を含めて、半分をやや下廻る数のものが困っていると答えている。困らないと答えたものは57%で、半分をやや上廻る割合となっており、子どものないものも含めた総数中70%のものが困らないと答えているのとくらべると、子どものあるものは、暮らしに困りがちのものが比較的多いことがわかる。子どもの人数別にみると、子どもの数1人では困ると答えたものが32%、2人では49%、3人では48%で、子どもの人数が増えるにつれて困ると答えたものの割合がやや多くなっている。

第80表 日々の暮らしに困るか(生活費の入手源別)

		総 数		非常に困つ ている	困りがち	困らない	そ の 他
		実 数	%				
総 数		1,032	100	% 6	% 20	% 70	% 4
自己の勤労収入		723	100	6	21	69	4
子供の勤労収入		67	100	8	30	58	4
貯 蓄		24	100	4	21	75	—
親 類 の 援 助		246	100	8	20	69	3
前夫からの仕送り		30	100	—	27	60	13
生 活 保 護		63	100	29	51	16	4
そ の 他		183	100	8	16	70	6

第81表 日々の暮らしに困るか
(一つしよにくらしている子どもの人数別)

		未成年の子と一つしよ にくらしている人の総 数		非 常 に 困っている	困りがち	困らない	そ の 他
		実 数	%				
計		427	100	% 9	% 30	% 57	% 4
1 人		243	100	8	24	63	5
2 人		120	100	11	38	51	—
3 人		54	100	15	33	43	9
4 人		9	100	—	44	56	—
5 人		1	100	—	—	100	—

(7) 今、一番困っていること、心配なこと、

調査対象者にとって今一番困っていること、心配なこととしてあげられたものは、子どものこと、現在及び将来の生活のこと、前夫のこと(かけ事に溺れた前夫が小遣いをもらいに来る等)などが主なものである(第82表)。そのうち比較的割合の高いものは、子どものこと、現在及び将来の生活のことなどである。

困っていることを年齢別にみると、20才台では、子どものこと、将来の生活のことがそれぞれ15%で多く、30才台では子どものことが34%で最も多く、現在の生活のことが16%となっている。40才台でも子どものことが34%でトップを占め、現在の生活のことが19%もかなりの割合を占めている。50才台では子どものことは11%と減少し、将来の生活のことが23%と増えている。60才以上になると、子どものこ

離婚手続についての意見をみると、第89表のとおり承諾の有無に拘らず、よくないことだと答えたものの割合が著しく高い。即ち、離婚を本人からいい出したものを除いたもの410名のうち、よいことだと答えたものは26%で、よくないことだ50%の約半分である。はつきりと承諾していた場合でさえも、よいことだと答えたものは30%で、よくないことだは46%である。はつきりとは承諾していなかった（全然承諾していなかったわけではなく条件次第では離婚してもよいといったところ、条件が決まらないうちに届を出してしまつた場合を含む）場合はよいことだ19%に対し、よくないことだ57%である。全然承諾していな

第 87 表 協議離婚手続についての意見（学歴別）

	総 数		よいことだ						よくないことだ						そ の 他							
	実 数	%	計	便 利	自 由 意 志	尊 重 の た め	早 く 自 由 に な れ る	身 の 他	無 記 入	計	簡 単 す ぎ る	女 性 に は 不 利	裁 判 を 通 し て 公 正 な 判 断 を 望 む	知 ら な い う ち に 出 さ れ る 弊 害 が あ る	そ の 他	無 記 入	計	離婚の理由によつて一概にはいえない	良悪はいえない	わ か ら な い	そ の 他	無 記 入
総 数	1,032	100	36	15	6	5	4	6	40	12	6	7	5	6	4	24	3	6	8	3	4	
学歴なし	14	100	7	—	—	—	—	7	43	15	7	7	—	7	7	50	—	29	14	—	7	
小 学	189	100	37	18	8	4	5	7	35	8	4	5	7	8	3	28	4	5	13	4	2	
高 小	271	100	38	15	8	5	4	7	42	14	7	7	3	5	5	20	3	4	6	3	4	
新 制 中	134	100	24	12	3	4	1	4	46	11	6	10	8	8	3	30	6	7	15	1	1	
旧 制 中	254	100	40	16	7	8	5	4	40	15	8	5	5	5	2	20	4	6	4	2	4	
新 制 高	94	100	37	12	9	6	4	6	40	9	7	13	4	4	3	23	2	7	11	1	2	
旧制高専大	42	100	40	17	7	2	7	7	41	10	7	5	5	5	9	19	—	10	5	2	2	
短 大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新 制 大	4	100	25	—	—	—	—	—	25	75	25	—	25	25	—	—	—	—	—	—	—	
旧 制 大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	30	100	40	17	7	3	10	3	30	7	—	7	—	10	6	30	—	3	3	—	24	

第 88 表 協議離婚手続についての意見（離婚の話をいい出した人別）

	総 数		よいことだ						よくないことだ						そ の 他							
			計	便 利	自尊 重の ため の意 志	早く 自 由に な れ る	そ の 他	無 記 入	計	簡 単 す ぎ る	女 性 に は 不 利	正 な 判 断 を 望 む 裁 判 を 通 し て 公 正 な 判 断 を 望 む	知 ら な い う ち に 出 さ れ る 弊 害 が あ る	そ の 他	無 記 入	計	離婚 の 理 由 に よ つ て 一 概 に い え な い	良 悪 は い え な い	わ か ら な い	そ の 他	無 記 入	
実 数	%																					
総 数	1,032	100	36	15	6	5	4	6	40	12	6	7	5	6	4	24	3	6	8	3	4	
本 人	622	100	43	17	8	7	5	6	34	13	4	8	2	4	3	23	4	5	7	3	4	
夫	294	100	24	10	5	3	2	4	57	15	10	6	9	12	5	19	2	6	8	1	2	
同居家族	40	100	22	7	5	3	2	5	45	5	8	10	8	3	12	33	—	10	13	10	—	
本人の親類	90	100	38	15	6	3	10	6	37	12	6	3	6	7	2	26	3	6	9	2	6	
失の親類	54	100	21	9	4	2	—	6	52	13	4	11	13	7	4	27	6	4	15	2	—	
そ の 他	26	100	39	15	4	4	8	8	27	8	4	—	8	—	7	34	—	15	11	—	8	

かつた場合は、よいことだと答えたものは9%にすぎず、よくないことだと答えたものが76%である。

次に、よいことだあるいはよくないことだという理由についてみると、第86表～89表にみられるとおり、よいことだという理由には、「便利」、「自由意志尊重のため」、「早く自由の身になれる」などがあげられ、よくないことだという理由には、「簡単すぎる」、「女性には不利」、「裁判を通して公正な判断を望む」、「知らないうちに出来る弊害がある」などがあげられている。その他には、「離婚の理由によつて一概にはいえない」、「良悪はいえない」、「わからない」などがある。総数における「よいことだ」と答えた36%のうち、最も多い理由は「便利」15%である。「よくないことだ」40%のうち、最も多いのは「簡単すぎる」12%である。「その他」24%のうちわけは、「離婚の理由によつて一概にはいえない」、「良悪はいえない」合せて10%、「わからない」8%である。

これらの理由を年齢別にみると、年代による差はあまりみられない。学歴別にみても同様であるが、新制中、新制高卒の場合に、よくないことだという理由に「裁判を通して公正な判断を望む」という理由をあげたものの割合が、他の場合に比べて高くなっている。学歴なしでは、手続について良いとも悪いともいえないと答えたものが半数の50%を占めている。離婚の話をいい出した人別にみると、本人側からいい出した場合は「便利」、「自由意志尊重のため」という理由をあげたものの割合が他の場合に比べて高い。又、その反面、本人から離婚の話をいい出した場合でも、よくないことだと答えたもの34%の約4割に当たる13%が「簡単すぎる」という理由をあげている。離婚に対する承諾の仕方別にみると、よいことだと答えたうち「便利」という理由をあげているのは、はつきり承諾していた場合約半分であるが、全然承諾していなかった場合でも%を占めている。よくないことだと答えたうち、「簡単すぎる」という理由をあげたものは、はつきりとは承諾していなかった場合に多い。はつきりとは、あるいは全然承諾していなかった場合には「知らないうちに出来る弊害がある」と答えたものの割合が高い。又、はつきりとは承諾していなかった場合では、「わからない」と答えたものが多い。

第 89 表 協議離婚手続についての意見（離婚に対する承諾の仕方別）

	総 数		よいことだ						よくないことだ						そ の 他							
	実 数	%	計	便 利	自 由 意 志	尊 重 の た め	早 く 自 由 に な れ る	そ の 他	無 記 入	計	簡 単 す ぎ る	女 性 に は 不 利	裁 判 を 通 し て 公 正 な 判 断 を 望 む	知 ら な い う ち に 出 さ れ る 弊 害 が あ る	そ の 他	無 記 入	計	離婚の理由によつて一概にはいえない	良悪はいえない	わ か ら な い	そ の 他	無 記 入
総 数	410	100	26	11	4	2	3	6	50	11	9	5	9	10	6	24	3	5	11	2	3	
はつきりと承諾していた	302	100	30	14	5	3	3	5	46	10	9	6	6	10	5	24	3	8	9	2	2	
はつきりとは承諾して いなかった	41	100	19	5	2	2	2	8	57	20	10	5	15	5	2	24	2	2	15	—	5	
全然承諾して いなかった	33	100	9	6	—	—	—	3	76	9	12	6	27	16	6	15	—	—	6	3	6	
そ の 他	25	100	4	—	—	—	—	4	64	12	8	4	24	8	8	32	—	4	24	—	4	
不 明	9	100	33	—	—	—	22	11	33	—	—	—	—	—	33	33	—	—	—	—	33	

7. 家庭裁判所についての知識の有無

家庭裁判所は新民法の理念に基いて、社会の秩序と家庭の平和を守るために、昭和24年1月1日に発足したものであり、地方裁判所と同一レベルの独立した裁判所で、各都府県の県庁所在地に1カ所ずつ、北海道には札幌、函館、旭川、釧路の4カ所に合計49が置かれている。なお、てがるに利用できるように、各主要都市に、全国で158の支部や出張所が設けられている。その機構は家事審判部と少年審判部に分けられ、離婚、扶養、相続など一般に親族間の色々な問題については家事審判部が審判と調停を行う。すでにくり返して述べたとおり、わが国では夫婦間の協議で離婚することが出来るが、夫婦で協議がととのわない場合は家庭裁判所に申立を行なつて調停をうけることが出来る。家庭裁判所では1人の家事審判官と、民間から選ばれた調停委員2人以上とからなる調停委員会が、申立人や相手方、事件の関係者などと話し合い、事件の内容をよく知つた上、当事者のどちらにもなつとくがゆくよう円満解決をはかる。当事者の間に話し合いがつかない場合には調停を打ち切らなければならないが、その場合でも財産の分与、親権者の指定などに関して審判をうけることが出来る。

このように家庭裁判所は、協議離婚の弱点を補い、双方（特に妻）の意見を尊重した上で解決をはかることによつて、いわゆる追出し離婚等の防止に大きな役わりを期待されているものである。

昭和33年7月に行なわれた世論調査（内閣官房審議室：「家事調停及び少年審判に関する世論調査」）の結果ではこのような機関のあることを知っている人は80%という数字が出ているが、その仕事の内容まで知っている人は少ないようである。

第90表 家庭裁判所について知っているか（地域別）

	総 数		知っている	知らない
	実 数	%		
総 数	1,032	100	89	11
区 部	153	100	86	14
市 部	591	100	91	9
郡 部	288	100	87	13

第91表 家庭裁判所について知っているか（調査時の年齢別）

	総 数		知っている	知らない
	実 数	%		
総 数	1,032	100	89	11
20才未満	1	100	100	—
20～29才	355	100	90	10
30～39才	432	100	92	8
40～49才	157	100	87	13
50～59才	64	100	84	16
60才以上	18	100	56	44
不明	3	100	100	—

そこで、この調査において、協議離婚をした当事者達は家庭裁判所について知っているか否かをみると、第90表のとおり総数中知っているものが89%、知らないもの11%で殆んどのが知っていると答え

ている。地域別にみると、知っているものの割合が最も多いのは市部91%で、次いで郡部87%、区部86%である。知らないものは、従つて区部に最も多く14%、郡部13%、市部9%である。

年齢別にみると、知っているものの割合は年齢の若いものほど高くなっている。20才台、30才台では90%、60才以上では56%である。従つて、知らないものの割合は、年齢が高くなるほど高く、60才以上では約半分の44%が知らないと答えている。20才台、30才台では知らないと答えたものは約10%である（第91表）。

学歴別にみると、知っていると答えたものの割合は第92表のとおり、学歴が高くなるほど多くなっている。知らないものは学歴の低いものほど多く、殊に学歴なしでは64%が知らないと答えており、旧制中卒、新制高卒の6%と比べてその率が10倍以上になつている。

第92表 家庭裁判所について知っているか（学歴別）

	総 数		知っている	知らない
	実 数	%		
総 数	1,032	100	89	11
学 歴 な し	14	100	36	64
小 学	189	100	84	16
高 小	271	100	90	10
新 制 中	134	100	87	13
旧 制 中	254	100	94	6
新 制 高	94	100	94	6
旧制高専・短大	42	100	98	2
新 制 大	4	100	100	—
そ の 他	30	100	93	7

Ⅳ 離婚に関する意識調査

調査票

労働省婦人少年局

	婦人少年室	サンプル番号	
--	-------	--------	--

サンプル名	
-------	--

調査員	
-----	--

調査日	昭和 年 月 日
-----	-------------------------

（離婚届よりの転記事項）

- 夫の職業
- 結婚式をあげた年月日 明治、大正、昭和 年 月 日
- 同居をやめた年月日 昭和 年 月 日
- 子の親権者 夫 妻 子なし
- 離婚届出年月日 昭和33年 月 日

（はじめの挨拶の要領）

私は労働省婦人少年局からまいりました。婦人少年局では婦人のしあわせに関係のあるいろいろな問題について調査や研究をしておりますが、このたび離婚の問題について調査をすることになりました。そこで離婚の経験をおもちの方々にお目にかかるために、離婚届を出された全国の方々の中からくじ引きのような方法でえらびましたところ、あなたがその一人にお当りになりましたので、今日お訪ねしました。おいそがしいところをお邪魔して恐縮ですが、しばらくお時間をいただきたいと存じます。この調査は統計をつくるために行なうものですので、これからおうかがいすることについて、あなたのお名前が出たりして めいわくをおかけすることとは絶対にありませんから、御心配なくありのままをお聞かせ下さい。

問 1. あなたのお生れはいつですか？

明 治
大 正 年 月 日
昭 和

問 2. あなたが最後に行かれた学校はどこですか？

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 学 歴 な し | 2. 小 学 | 3. 高 小 |
| 4. 新 制 中 | 5. 旧 制 中 | 6. 新 制 高 |
| 7. 旧制高専、短大 | 8. 新 制 大 | 9. 旧 制 大 |
| 10. その他〔校名〕 | | |

問 3. 離婚届をお出しになつたのはいつ頃ですか？

1. 年 月頃出した
2. いつ出したか知らない
3. 離婚届が出ていることを知らなかつた（離婚の事実あり 離婚の事実なし）
4. その他〔記入〕

問 4. 離婚なさるについて、家庭裁判所の調停をおうけになりませんでしたか

1. 調停をうけた
2. 調停をうけない

（調停をうけた人に）

調停の結果離婚なさることにきまつたのですか？

1. 調停できまつた
2. 調停できまつたのではない
3. その他〔記入〕

問 5. （問5以下の質問は前問で“調停できまつた”といつた人を除く。）

今、あなたは、どなたとごいつしよにおくらしですか？

1. 本人の父
2. 本人の母
3. 本人の兄弟姉妹（及びその家族）
4. その他本人の親類（及びその家族）
5. 友人、知人（男 女）（及びその家族）
6. 本人の子供
7. その他〔記入〕
8. 単独にくらしている

〔注・いつしよにくらしている人全員についてきく必要はない。一緒にくらしている人たちのうちのおもだつた人をきき、上の番号に○をつける。（及びその家族）は該当があれば○をつけ該当がなければ横線をひく。〕

問 6. 今、あなたは家事のほかになにか仕事をしていらつしやいますか？どんなお仕事ですか？

1. 仕事をしている

自 営 （農業、商工業、その他）

家族従業 （農業、商工業、その他）

雇 用 （仕事の種類〔記入〕

内 職 （仕事の種類〔記入〕

2. 仕事をしていない

問 7. 離婚なさる前は、御一家はどこに住んでいらつしやいましたか？

〔注・結婚生活中最後に居住した場所をきく。町名まできく必要はない。郡、市のいずれかに○をつける。〕

県 郡市

問 8. その当時の御家族はどなたとどなたでしたか？

〔注 1. 本人の子供については当時すでに独立していたものや、別居中であつたものも含める。〕

〔注 2. 本人の子供についてのみ当時の年令をきく。〕

No.	本人との係	性別	年 令 (子供のみ)	職 業 又 は 学 校	同居別居別 (子供のみ)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

問 9. その当時、あなたは家事のほかになにか仕事をしていらつしやいましたか？どんなお仕事ですか？

1. 仕事をしていた

自 営 (農業、商工業、その他)

家族従業 (農業、商工業、その他)

雇 用 (仕事の種類〔記入〕)

内 職 (仕事の種類〔記入〕)

2. 仕事をしていなかった

問 10. もとの御主人との御結婚は見合結婚でしたか、恋愛結婚でしたか、それともいわゆる交際結婚というのにあたりますか？

1. 恋愛結婚 (自分でえらんだ人と結婚した)

2. 見分結婚 (人百すすめられるままに結婚した)

3. 交際結婚 (人にすすめられ交際をしたあと気に入って結婚した)

問 11. 離婚なさつたいきさつをおうがいたいのですが、離婚をしたいとかさせたいとかいうことを、はじめにいいだされたのはどなたですか？

1. 本 人

2. 夫

3. 同 居 家 族 (誰か)

4. 本人の親類 (親、その他〔記入〕)

5. 夫の親類 (親、その他〔記入〕)

6. その他〔記入〕

問 12. その話がはじまつたのはいつ頃ですか？

昭和 年 月頃

問 13. 離婚のことは主に誰と誰の話し合いできまつたのですか？

1. 本 人 と 夫

2. 本人の親と夫の親

3. 本人の親と夫

4. その他〔記入〕

問 14. あなたは離婚問題について誰かに相談なさいましたか？誰に相談しましたか？

1. 相談した (誰に)

2. 誰にも相談しなかつた

問 15. 離婚の話をまとめて、万事とりしきつてことをはこんでくれた人が、誰かありましたか？
どういう方ですか？

1. あつた (どういふ人)
2. かなかつた

(“あつた,,といつた人に) あなたはその人のしてくれたことを、ありがたいと思ひましたか、それとも迷惑に思ひましたか？

1. ありがたいと思つた
2. 迷惑に思つた
3. その他〔記入〕

問 16. (問11の答が“1. 本人,,のものを除く)

離婚届が出されたとき、あなたは離婚することををはきり承諾しておられましたか？

1. はつきりと承諾していた
2. はつきりとは承諾していなかつた (条件次第では承諾するといつていた処、条件がきまらないうちに届が出された場合を含む)
3. 全然承諾していなかつた
4. その他〔記入〕

問 17. あなたは離婚届に自分で名前をお書きになりましたか？ また自分で判を押されましたか？

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 名前を | { | 自分で書いた |
| | | 自分で書かなかつた |
| 判を | { | 自分で押した |
| | | 自分で押さなかつた |

問 18. 離婚をなさつて戸籍上の苗字が変りましたか？

1. 変つた
2. 変らない

問 19. (前問で“変つた,,といつた人にきく)

いま、あなたは、日常どの苗字を使つていらつしやいますか、戸籍上の苗字ですか、離婚する前の苗字ですか。

a) たとえば、知り合いに手紙をお出しになる時はどうですか？

1. 戸籍上の苗字を使つている
2. 離婚前の苗字を使つている
3. その他〔 〕

b) (勤務をもつてゐる人に) つとめ先では、どの苗字でよばれていらつしやいますか？

1. 戸籍上の苗字でよばれている
2. 離婚前の苗字でよばれている
3. その他〔記入〕

c) 戸籍上の苗字が変つたために、とくにお困りのことや、都合のわるいことが何かありますか？ どんなことですか？

1. 困ることあり (どんなことか)
2. 困ることなし
3. その他〔記入〕

問 20. (リスト) 離婚なさつた一番主な理由は、このうちのどれにあたりますか、番号をおつしやつて下さい。

〔注・主な理由がいくつもある場合は“いくつにも〇をつける。〕

1. 夫に愛人ができた
2. 妻に愛人ができた
3. 夫が虐待した
4. 夫の親や兄弟と折合がわるかつた
5. 夫の家の家風に合はなかつた
6. 夫と性格が合はなかつた
7. 夫の病氣
8. 妻の病氣
9. 経済問題 (お金に關係したこと)
10. その他 (どんなことか)

問 21. 離婚なさるについて、財産分けや慰養料のこと、あとの生活費のこと、住居のこと、お子さんのことなどについて、御主人側との間に何かとりきめをなさいましたか？ 何についてとりきめをなさいましたか？

1. とりきめをした
 - 財産分けや慰養料について
 - 離婚後の生活費について
 - 離婚後の住居について
 - 子供の措置について
 - その他〔記入〕
2. 何もとりきめなかつた

問 22. (上の問で“とりきめをした”といった人に)

a) そのとりきめは契約書のような書きものにしましたか？

1. 書きものにした
2. 書きものにしなかつた
3. その他〔記入〕

b) そのとりきめには誰か証人をお立てになりましたか？

注：

1. 証人を立てた
2. 証人を立てなかつた
3. その他〔記入〕

c) そのとりきめは守られましたか？

1. 守られた
2. いくらか守られた
3. 全然守られない
4. その他〔 〕

d) あなたはそのとりきめに満足なさいましたか？

1. 満足した
2. 満足しない
3. その他〔記入〕

問 23. 財産分けや慰養料について、とりきめをなさつた（なさらなかつた）ことはうかがいましたが、結局、離婚なさるについて、御主人の側から、まとまつたお金や財産の一部をわけてもらいましたか？何を分けてもらいましたか？

〔注・結婚のとき本人がもつてきた財産は含まない。〕

1. 分けてもらった（何を
（お金の場合は金額）
2. 何も分けてもらわない
3. その他〔記入〕

問 24. (問 8 の家族の中に未成年の本人の子供のある人にきく。)

お子さんのことについておうかがいしますが、今、お子さんはどなたといつしよにくらしていますか？

〔注・離婚当時満20才以下であつた子供についてのみ〕

No.	子 供		いつしよにくらしている		
	性 別	年 令			
1			本人	夫	その他（ ）
2			本人	夫	その他（ ）
3			本人	夫	その他（ ）
4			本人	夫	その他（ ）
5			本人	夫	その他（ ）

問 25. (お子さんの養育費や) あなたの生活費として、元の御主人から、いくらかでも補助をうけていらっしゃるやいますか?

(それはお子さんの養育費としてですか、あなたの生活費としてですか、それともそういう区別はつけずに両方をかねたものとしてですか?)

それはどの位の金額ですか?

いつまで補助をうけられる見込ですか?

〔注・問の()の中は子供とつしよにらしている人だけにきく。〕

1. うけている

養育費として	月に 円、 年に 円	その他〔記入〕
	いつまで〔記入〕	
本人の生活費として	月に 円、 年に 円	その他〔記入〕
	いつまで〔記入〕	
両方をかねたものとして	月に 円、 年に 円	その他〔記入〕
	いつまで〔記入〕	

2. うけていない

3. その他〔記入〕

(うけていないといった人に)

今までにも何ももらいませんでしたか?

1. 全然もらわない

2. もらったことがある (月に、年に 円 その他〔記入〕)

(期間 カ月位)

3. その他〔記入〕

問 26. (問24で子供とつしよにらしている人が“その他”となつて人にきく)

() のところにいられるお子さんの養育費は、誰が負担していられますか?

〔注・()の中に“その他”の人を入れてきく〕

1. 本人
2. 夫
3. あずかっている人
4. その他〔記入〕

問 27. 今あなたの(あなたやお子さんの)生活費はどうしてまかなつていられますか?

〔注・()の中は子供とつしよにらしている人だけにきく。〕

1. 自分が働いて得た収入 (月に 円位)
2. 子供が働いて得た収入
3. 貯 蓄
4. 親類(親、その他〔記入〕)の援助
5. 前夫からの仕送り
6. 生活保護
7. その他〔記入〕

問 28. いまさしあたり、日々の暮らしにお困りになることはありませんか?

1. 非常に困っている
2. 困りがち
3. 困らない
4. その他〔記入〕

問 29. 今一番お困りのこと、御心配なことはどんなことですか?

問 30. 離婚の手続きのことですが、外国では一般に離婚の場合はすべて裁判所を通すことになって
いますので、いきおい離婚はしにくくなっています。日本では御承知のように離婚届を役場に出
しさえすれば離婚できることになっていて、手続きとしては外国とくらべて簡単です。
あなたはどのように離婚が手続きの上で簡単にできるということは婦人のしあわせのためにはよ
いことだと思いますか、よくないことだと思いますか？ どうしてそう思いますか？

1. よいことだ (理由)
2. よくないことだ (理由)
3. その他〔記入〕

問 31. 離婚の話合いがつかないときとか、そのほか夫婦の間に困った問題がおこつたようなとき、
家庭裁判所へ行けば相談にのつてもらえることを御存知ですか？

1. 知っている
2. 知らない

調査員後記

面接した印象や質問の回答欄に書ききれなかつたことなどをなるべくくわしく記して下さい。

協議離婚の実態

——調査結果報告書——

昭和36年9月20日印刷

昭和36年9月30日発行

東京都千代田区大手町1の7

発行者 労働省婦人少年局

東京都板橋区板橋町2の171

印刷所 信陽堂印刷株式会社

